

印西市

障がい福祉のしおり



お気軽にご相談ください

障がい福祉に関する

ホームページ↓ 



令和7年度版（Ver.1）

※ このしおりに記載されている各種サービスは、印西市に居住している人が対象です。

目 次

【障害者手帳】

《身体障害者手帳》	1
《療育手帳》	3
《精神障害者保健福祉手帳》	4

【障がいにより受けられる支援】

《医療費の支援》	
1 重度心身障害者（児）医療費助成	5
2 自立支援医療	6
1) 更生医療の給付	6
2) 精神通院医療費の公費負担	7
3) 育成医療の給付	7
3 障がいのある人の後期高齢者医療制度加入	8

《税金等の控除・減免》

1 税の控除（確定申告時）	9
2 自動車税の減免	9
3 市営自転車駐車場定期使用料免除	11
4 運賃等の割引	11
1) JR運賃	11
2) 航空運賃	11
3) 有料道路における障害者割引制度	12
4) 印西市ふれあいバスの料金	13
5 NHK放送受信料の減免	13
6 水道料金・下水道使用料の減免	14

《各種福祉手当》

【20歳未満の手当】

特別児童扶養手当・障害児福祉手当	15
------------------------	----

【20歳以上の手当】

特別障害者手当・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当	16
--	----

《各種年金》

1 障害年金	17
2 特別障害給付金	17
3 労働者災害補償保険による傷病（補償）年金・障害（補償）給付	18
4 千葉県心身障害者扶養共済制度	18

《生活を助ける用具等の支援》

1 補装具の交付と修理	20
2 日常生活用具の給付と貸与	21
3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	22
4 住宅改修費の給付	22
5 緊急通報装置の設置	23
6 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	24

《外出するための支援》

1 福祉タクシー	25
2 移動支援	29
3 外出支援サービス	29
4 心身障害者（児）施設通所交通費助成	30
5 障害者自動車運転免許取得助成	31
6 身体障害者用自動車改造費助成	31
7 ちば障害者等用駐車区画利用証の交付	32
8 駐車禁止規制適用除外	33
9 福祉カーの貸与	33

《日中の行き場の支援》

1 日中一時支援	34
2 地域活動支援センター	35
1) 地域活動支援センター（Ⅰ型）	35
2) 地域活動支援センター（Ⅱ型）	35
3) 地域活動支援センター（Ⅲ型）	36
3 精神障害者デイケアクラブ（心のいずみ）	36
4 クリオネクラブ（障害児放課後対策事業所）	36
5 ふれあいサポートセンターいんざい	37

《その他の支援》

1 訪問入浴サービス	38
2 配食サービス	38
3 心身障害者一時介護料助成（レスパイト）	39

【福祉サービス受給者証によって利用できる障害福祉サービス】

《お子さんのサービス》

障害児通所支援	43
1) 児童発達支援	43
2) 放課後等デイサービス	43
3) 保育所等訪問支援	43
4) 居宅訪問型児童発達支援	43

《介護給付（日常生活の介助）》

1 居宅介護（ホームヘルプ）（児・者）	44
2 重度訪問介護（者）	44
3 同行援護（児・者）	44
4 行動援護（児・者）	44
5 重度障害者等包括支援（児・者）	44
6 短期入所（児・者）	45
7 療養介護（者）	45
8 生活介護（者）	45
9 施設入所支援（者）	45

《訓練等給付（就労の支援など）》

1 自立訓練（者）	46
2 就労移行支援（者）	46
3 就労継続支援（者）	46
4 就労定着支援（者）	46
5 自立生活援助（者）	46
6 共同生活援助（グループホーム）（者）	47

《その他、給付以外の就労に関連する事業》

1 就労支援相談	47
2 障害者グループホーム等入居者家賃助成	47
3 精神障害者社会適応訓練事業	48

【その他の各種支援】

1 各種相談窓口	49
2 聴覚、音声言語障がいのある人等への支援	50
1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	50
2) 手話通訳者設置	50
3) 携帯型ヒアリングループシステムの貸出	50
4) ヒアリングループシステムのある公共施設	51
5) 緊急通報システムについて	51
6) 電話リレーサービス	51
3 視覚障がいのある人への支援	52
1) 声の広報	52
2) 点字図書の給付	52
4 盲ろうの人への支援・相談窓口	52
5 成年後見制度利用支援	53
6 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）	53
7 印西市救急医療情報キット配布事業	54
8 ヘルプマーク・カード配布	54

【その他の情報】

《障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり》

1 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	55
2 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	55
3 障害者差別に関する相談窓口	55
4 地域の障がい者相談員	56

《千葉県医療的ケア児等支援センター》..... 56

《市内の障害者団体》

印西市障害者団体連絡協議会（加盟団体）	57
---------------------------	----

《難病等の方々の障がい福祉サービス等》 【特定疾患見舞金】

（令和6年4月1日からの）障害者総合支援法の対象疾病一覧

《災害時のために》

1 避難行動要支援者の避難支援	62
2 印西地区消防組合 緊急時要配慮者登録制度	63

個人番号（マイナンバー）関係書類

【サービス事業所一覧（市内・近隣）】

発達障害に関する外国人保護者向けパンフレットについて

印西市障がい福祉の窓口

印西市障がい者（児）総合相談窓口「いんば障害者相談センター」

《手帳の級数により対象となる主な制度一覧》

【障害者手帳】

障害者手帳は、障がいのある人が各種の支援を受ける、または受けやすくするためのものです。申請から交付まで、千葉県の審査会の日程の都合等でおおむね2～3か月かかります。

＜身体障害者手帳＞

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障がいにより、都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいいます。

【対象者】

目、耳、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障がいがあり、日常生活に支障がある人。

【障害等級】

- ・個別等級（障がいの部位ごとの等級）：1級～7級
- ・総合等級（個別等級を合わせたもの）：1級～6級

★1級から6級までが、手帳の交付対象となります。（7級の障がいは二つ以上重複している場合のみ対象）

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②指定医が作成した診断書・意見書（申請日から6か月以内に作成されたもの）（障がいの種類により様式が異なります。）
- ③本人の顔写真（縦4cm×横3cm）1枚（1年以内に撮影されたもの）
- ④個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの など
住所・氏名等の変更	・居住地等変更届 ・身体障害者手帳 ※市外転出の場合は、転出先に届出をしてください。
紛失・破損	・再交付申請書 ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
障害程度変更・追加・再認定	・再交付申請書 ・指定医師の診断書 ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
死亡・障害程度非該当	・返還届 ・身体障害者手帳

※死亡または市外へ転出する場合、各種福祉手当や重度心身障害者（児）医療費助成等を支給されている人は、喪失届が必要となりますので窓口にお越しください。

【身体障害者福祉法指定医療機関一覧表】（○印が診断する障害）令和6年3月6日現在

診断する障がい 医療機関名	視覚	聴覚	平衡	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓
斉藤おとな&こども眼科クリニック	○												
千葉ニュータウンクリニック						○	○			○			
印 西 診 療 所						○	○	○		○			
千葉新都市ラーバンククリニック		○	○	○	○	○							
つちや耳鼻咽喉科医院		○	○	○	○								
奈 良 整 形 外 科						○							
千葉北総内科クリニック								○					
牧の原いとうクリニック		○	○	○		○							
牧の原なのはな耳鼻咽喉科		○	○	○	○								
印 西 総 合 病 院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
日本医科大学千葉北総病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
いしばし内科クリニック						○	○		○				
D r . K クリニック						○							
いんざいさくらクリニック								○					
ばんどうクリニック										○			○
千葉ニュータウンサザンクリニック						○	○			○			
すこやか内科クリニック印西								○					
印西そよかぜ内科・呼吸器内科									○				
亀 谷 アイ クリ ニ ッ ク	○												
豊 田 眼 科	○												
千葉ニュータウン駅前こどもクリニック						○			○				
千葉ニュータウン駅前腎クリニック								○					
いんざい整形外科クリニック						○							
千葉ニュータウン駅前耳鼻咽喉科クリニック		○	○	○	○								
成 田 赤 十 字 病 院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国際医療福祉大学成田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京女子医科大学附属八千代医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
白 井 聖 仁 会 病 院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
北 総 白 井 病 院		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
千 葉 白 井 病 院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
平 和 台 病 院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
東邦大学医療センター佐倉病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

上記の医療機関は、千葉県から指定を受けた医師のいる市内及び市外の一部です。

（変更になっている場合がありますので、受診前に各医療機関にご確認ください。）

≪療育手帳≫

知的障がいのある人（子ども）が各種の支援を受けるために必要な手帳です。知能検査や社会性、生活能力などを勘案して知的障がいと判定された人に交付されます。

【対象者】

18 歳までに、知能指数がおおむね 75 以下で、日常生活において介助を必要とする程度の状態になった人。

【障害等級】 ①の 1（児童は①）～Bの 2

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

- ①療育手帳交付申請書
- ②本人の顔写真（縦 4cm×横 3cm）1 枚
- ③マイナンバーのわかるもの

【交付の流れ】

所定の申請書を提出し、児童の場合は中央児童相談所、18 歳以上の人は東葛飾障害者相談センターで判定を受けます。なお、手帳取得後、再判定を定期的に行い障がいの程度を見直します。そのため、手帳に記載されている次回の判定年月に注意してください。

※18 歳以上の人は市職員が面接し、申請に必要な基礎調査を行います。

新 規…千葉県療育手帳を初めて取得しようとする人です。

再判定…療育手帳は持っているが、東葛飾障害者相談センターで初めて判定する人です。

再 来…前回の判定を、東葛飾障害者相談センターで実施した人です。

必要な書類（18 歳以上）	新規	再判定	再来
判定依頼書:	◎	◎	◎
基礎調査票:	◎	◎	
現況調査票:	◎	◎	◎
日常生活能力評価票:	◎	◎	◎
児童記録票:児童福祉法 63 条の 5 通知	○	○	
参考となる資料: 母子手帳・通知表 他機関や病院での相談資料等	◎	○	○
新規でこれらの資料がない場合は、小中学校から取り寄せての提出をお願いしています。			
東葛飾障害者相談センターでの面接	◎	◎	書類判定が可能な場合もあります。

※◎必須、○可能であれば

※これ以外にも、お子さんの状況によって提出する書類が追加される場合もあります。

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの など
住所・氏名等の変更	・記載事項変更届 ・療育手帳 ※県外・千葉市への転出は、返還の手続きをしてください。
紛失・破損	・再交付申請書 ・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
再判定	・再判定申請書 ・療育手帳 ・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
死亡・障害程度非該当	・返還届 ・療育手帳

※千葉県外または千葉市に転出の場合は、新居住地で手帳の交付申請手続きが必要です。

＜精神障害者保健福祉手帳＞

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人が、各種の支援を受けるために必要な手帳です。2年ごとの更新手続きが必要です。（有効期限の3か月前から更新の申請ができます。）

【対象者】

精神障がいにより長期にわたり日常生活・社会生活に制限のある人。

※高次脳機能障害や難治性てんかん等も該当する場合があります。

【障害等級】 1級～3級

【申請に必要なもの】（申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）

①障害者手帳交付申請書

②県指定の診断書（精神障がいによる初診の日から6か月以上経過した日付のもの）

または障害年金証書の写し・直近日の振込通知書の写し・同意書（障害年金の照会用）

※障害年金については、精神障害を事由としている年金であること。身体障害と精神障害などの併合での障害年金の場合、精神障害についての等級が手帳に反映されます。

③本人の顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚

④個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）

【交付の流れ】

申請後、千葉県精神保健福祉センターで判定の上、千葉県が交付します。

【その他の申請・届出】

内容	必要なもの など
住所・氏名等の変更	・記載事項変更届 ・精神障害者保健福祉手帳 （県外・千葉市からの転入は、その他に申請書、 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚）
紛失・破損	・再交付申請書 ・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
等級変更	・申請書 ・診断書または障害年金証書の写し等及び同意書（障害年金の照会用） ・顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
死亡・障害程度非該当	・返還届 ・精神障害者保健福祉手帳

※千葉県外または千葉市に転出の場合は、新居住地で手帳の交付申請手続きが必要です。

【障がいにより受けられる支援】

＜医療費の支援＞

1 重度心身障害者(児)医療費助成

重度の心身障がいのある人が医療機関にかかった場合の、医療費の保険診療分の一部、または全てを助成します。

対象者	①身体障害者手帳1～2級の人 ②療育手帳㊤～Aの2の人 ③身体障害者手帳3級及び療育手帳Bの1との合併障がいの人 ④精神障害者保健福祉手帳1級の人
助成内容	・県内医療機関等の窓口で、健康保険の資格確認を受け、市が発行する「受給券」を提示することによりその場で精算されます。 ・健康保険適用医療費等（高額療養費及び健康保険付加給付金分を除く）が対象です。
自己負担金	通院1回200円、入院1日200円（保険調剤無料） 市町村民税の所得割非課税世帯の人は無料
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ① 重度心身障害者医療費助成申請書 ② 加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ③ 障害者手帳の写し ④ 個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）
助成対象期間	原則として申請があった日の属する月の初日から対象になります。 （転入の場合は転入日から） ※受給券は毎年8月に自動更新となります。ただし、収入の申告がされていない場合、市民税の確認が取れないため自動更新できませんのでご注意ください。
県外受診など	・県外医療機関の受診や「受給券」を提示しなかった医療費については、領収書を障がい福祉課、各支所または中央駅前出張所の窓口に出すことで、後日、助成分を支払います。 ・対象となる領収書は、<u>医療を受けた日から起算して2年以内のものです。</u>
「受給券」の発行ができない場合	・印西市以外の国民健康保険、千葉県以外の後期高齢者医療保険に加入している人 ・千葉県以外の国民健康保険組合（全国土木、中央建設、全国建設工事業を除く）に加入している人 ・子ども医療費助成受給券の交付を受けている人

2 自立支援医療

1)更生医療の給付

身体に障がいのある人が、障がいを軽減するために必要な医療を受ける場合、その医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。（所得制限あり）

対象者	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上で、障がいを軽減するために必要な治療や手術（保険診療内）等をする人
給付内容	①診察、薬剤、治療材料 ②医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ③看護、移送
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁および各支所にあります ①更生医療給付申請書 ②身体障害者手帳の写し ③自立支援医療要否意見書（障がいに応じた様式） ※更生医療指定医療機関に限られます。 ④医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ※世帯の単位・住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。 ⑤市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ⑥個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） ⑦じん臓機能障がいに対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し
利用者負担	原則、1割の負担。世帯の所得及び疾病、症状等に応じて、月額負担上限額が決められています。
給付の主な用途例	①心臓機能…ペースメーカー埋め込み手術、心室心房中隔に対する手術 ②股関節…人工股関節置換術等 ③腎臓機能…人工透析療法、腎移植術など
注意事項	※ 指定自立支援医療機関での医療が対象です。 ※ 申請には、施術前に、受ける医療に関する身体障害者手帳が必要です。（心臓、じん臓、免疫機能障がいのみ、手帳の申請と同時に手続きができる場合があります。） ※ 手術等が決定し申請が必要な場合は、早めにご相談ください。 ※ <u>手術後の申請は、更生医療の対象になりません。</u>

2) 精神通院医療費の公費負担

精神疾患のための通院医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。
（指定医療機関・指定薬局のみ有効）（所得制限あり）有効期間は最長1年です。

対象者	精神疾患のため継続して通院医療が必要な人
内容	申請により県が認定した場合、受給者証が発行されます。指定医療機関または指定薬局に、受給者証を提示することで適用されます。
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁および各支所にあります ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書 ②医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ③市町村民税額等が確認できるもの（医療保険証ごとの世帯） ※市で課税確認ができる方は必要ありません。 ④県指定の医師の診断書 ※再認定の場合は、有効期間内に手続きされ、かつ、治療方針に変更がなければ、診断書は2年に1回の提出になります。 ⑤個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ⑥障害年金を受給している人は、障害年金額のわかる払込み通知書又は銀行通帳 ⑦指定する病院や薬局の名称・住所のわかるもの
利用者負担	原則、1割の負担。 世帯の所得に応じて月額負担上限額が決められています。

3) 育成医療の給付

身体に障がいがある18歳未満で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費自己負担額（保険診療分）の一部を公費で負担します。（所得制限あり）

対象者	身体に障がいがある18歳未満の人
給付内容	①診察、薬剤、治療材料（治療用補装具含む） ②医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ③看護、移送
対象となる疾患	①視覚障がいによるもの ②聴覚・平衡機能の障がいによるもの ③音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの ④肢体不自由によるもの ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸・小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの

	⑥先天性の内臓の機能の障がいによるもの（⑤に掲げるものを除く） ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります ＊申請手続きは、原則として手術等の治療を行う前に行ってください。 ①自立支援医療費支給認定申請書(育成医療) ②自立支援医療（育成医療）意見書 ※育成医療指定医療機関に限られます。 ③医療保険証または加入している医療保険の資格情報のわかる書類の写し（本人及び同一医療保険に加入している家族全員分） ④市町村民税額等が確認できるもの（医療保険者証ごとの世帯） ⑤個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） ⑥じん臓機能障がいに対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写し
利用者負担	原則、1割の負担。世帯の所得及び疾病、症状等に応じて、月額負担上限額が決められています。

3 障がいのある人の後期高齢者医療制度加入

65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に加入することができます。医療機関窓口で支払う自己負担額が、1割（所得により2～3割）となります。

※会社の健康保険などに加入していた人が後期高齢者医療制度に加入する場合、扶養家族は国民健康保険等への加入手続きが必要です。

対象者	65歳以上で以下のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳1～3級 ●身体障害者手帳4級のうち ・音声機能、言語機能の著しい障害があるもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・1下肢の機能の著しい障害があるもの ●療育手帳㊦の1～Aの2 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級 ●障害年金1・2級（国民年金証書）
問合せ先	国保年金課 高齢者医療年金係 電話 0476-33-4470 FAX 0476-42-8901

≪税金等の控除・減免≫

1 税の控除(確定申告時)

【窓口】 課税課 市民税係

		所得税	市民税
対象者		本人、同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）、扶養親族が、下記の障害程度に該当する人	
特別障害者控除	障害程度	・身体障害者手帳 1級・2級 ・療育手帳 ㊤～Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	
	控除額	40万円	30万円
障害者控除	障害程度	・身体障害者手帳 3～6級 ・療育手帳 Bの1、Bの2 ・精神障害者保健福祉手帳 2・3級	
	控除額	27万円	26万円
同居特別障害者 扶養控除	障害程度	・同居の配偶者または扶養親族が特別障害者の場合	
	控除額	35万円加算	23万円加算

2 自動車税の減免

心身障がいのある人本人または生計をともにする人が所有し、心身障がいのある人のために使用する車が1人につき1台減免されます。（＊手帳をお持ちの方が入院中である等で自動車を利用していない場合は減免の対象になりません）

【対象者】

①身体障害者手帳所持者

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視覚障害	1～3級、4級の1※	腎臓機能障害	1・3級、4級
聴覚障害	2・3級	呼吸器機能障害	
平衡機能障害	3級	膀胱機能障害	
音声・言語機能障害	3級（喉頭摘出のみ）	直腸機能障害	
		小腸機能障害	
上肢不自由	1・2級	肝臓機能障害	1～4級
下肢不自由	1～6級	免疫機能障害	1～3級
体幹不自由	1・2・3級、5級	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1・2級
心臓機能障害	1・3級、4級		移動機能 1～6級

※ 視覚障害の4級の1は視力障害であり、4級の2は視野狭窄をいう。

※ 複数の障害が記載された手帳の場合、個々の障害の区分ごとに判断します。

②療育手帳所持者

- ・㊤（㊤の1、㊤の2）またはAの1の人
- ・Aの2で音声もしくは言語または上肢の機能障がいがあり身体障害者手帳に3級の記載がある人

③精神障害者保健福祉手帳1級の人

④戦傷病者手帳所持者

障害区分	障害程度	障害区分	障害程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症 および第1款症から第3款症までの各款症
聴覚障害		体幹不自由	
平衡機能障害		心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症および第4・第5項症
音声・言語機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 （喉頭摘出のみ）	腎臓機能障害	
		呼吸器機能障害	
		膀胱機能障害	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	直腸機能障害	
		小腸機能障害	

【生計同一証明書・常時介護証明書の発行】

税の減免申請時に添付する書類として「生計同一証明書」または「常時介護証明書」を発行します。

※「常時介護者」とは障がい者のみの世帯の障害者が所有する車を別世帯の介護者が障がい者のために常時運転する場合。

＜発行場所＞※手帳の種類によって発行場所が異なります。

- ・身体障害者手帳・療育手帳…市役所障がい福祉課、各支所
- ・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳…印旛健康福祉センター
（印旛合同庁舎内 043-483-1136）

※印旛健康福祉センターへ出向く際は、必ず提出物等を事前に確認して下さい。

（市役所本庁または各支所で発行を受ける場合に必要なもの）

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②減免の対象とする車の車検証（原本）または自動車検査証記録事項（または写し）
- ③運転する人の運転免許証（または写し）

【窓口】

◇自動車税・自動車取得税に関することは

〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町8-1（印旛合同庁舎内）

千葉県佐倉県税事務所

電話：043-483-1115

FAX：043-486-9411

◇軽自動車税に関することは

印西市役所 課税課 税制係 電話：0476-33-4443

FAX：0476-40-3015

3 市営自転車駐車場定期使用料免除

市営の自転車駐車場定期使用料が免除されます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

【窓口】

利用する駐輪場へ行き、手帳の写しを提出して免除手続きをしてください。

(担当課：市民活動推進課 市民安全係 電話 0476-33-4435)

4 運賃等の割引

1) JR運賃

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人および同乗する介護者1名

【利用方法】

乗車券購入時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示してください。

種 類	対 象 者	適用区間	割引率
普通乗車券	第1種の人とその介護者（1名）	全 線	50%
	第1種の人が1名で乗車	片道100km を超える区間	
	第2種の人が1名で乗車		
回数券 （特急券を除く）	第1種の人がその介護者（1名） とともに利用する場合	全 線	50%
急行券 （特急券を除く）	同 上	全 線	
定期乗車券 （小児定期を除く）	第1種の人とその介護者（1名） ※同時に利用する場合に限る 第2種の障がい者（12歳未満） の介護者 ※通勤定期に限る	全 線	50%

詳しくは、最寄りのJR駅へお問い合わせください。

なお、JR以外でも各私鉄各線およびバス会社により割引制度が違いますので、利用される機関へお問い合わせください。

2) 航空運賃

各航空会社で割引率や対象者等が異なります。詳しくは、利用される航空会社へお問い合わせください。

3) 有料道路における障害者割引制度

障がいのある人の通勤・通学・通院などの日常生活において有料道路を利用する場合、料金の割引が受けられます。本人または親族等が所有する自動車を1台のみ登録することができます。（事業用、法人所有の車は対象外）※事前に申請手続きが必要です。

【対象者】

手帳の種類	種別	運転者	自動車の所有者（個人名義のみ）
身体障害者手帳	1 種	本人 介護者（本人が同乗）	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
	2 種	本人のみ	
療育手帳	1 種	介護者（本人が同乗）	（いずれの人も自動車を所有していないときは、障がいのある人本人を継続して日常的に介護している人）
	2 種	対象外	

【割引内容】

通常料金の半額 （端数が生じる場合は、10 円単位又は 50 円単位で切り上げ）

【割引有効期間】

新規及び変更の申請時においては、申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで。
更新の申請時（割引有効期間の満了日の前2ヵ月間における申請）においては、申請をした日から、その後の3回目の誕生日まで。*更新は有効期限前日までに行ってください

【利用方法】

1 登録した自動車を利用した場合

申請後、手帳にシールの貼付を受けてから、手帳を提示して割引を受けます。または登録したETCカードを車載機に挿入し、ETCゲートを通過します。（ETCが利用できない場合に備えて、手帳を携行してください。）

2 登録した自動車を利用しない場合

有料道路の一般出口（有人）において割引シール（有効期限有）付障害者手帳を見せることで割引されます。ETC専用出口（無人）では割引されません。

*手帳の種類により割引対象自動車が変わります。下記参照ください。

・身体障害者手帳/療育手帳 1 種の方

①知人の車・代車の自動車 ②レンタカー ③タクシー ④福祉有償運送車

・身体障害者手帳 2 種の方

①知人の車・代車の自動車 ②レンタカー

【申請に必要なもの】

1 自動車1台を登録する場合

- ①有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書（障がい福祉課、印旛支所、本埜支所に備付）
- ②身体障害者手帳または療育手帳
- ③運転免許証（障がいのある人本人が運転される場合）
- ④自動車検査証
- ⑤障がいのある人本人名義のETCカード
（本人が18歳未満の場合は保護者名義でも可）
- ⑥ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）
＊⑤および⑥はETC利用申請時のみ必要です。

＊ETC登録係よりETC利用が可能となる日が書面にて通知されます。適用日より前にETCレーンを通過すると通常料金となりますのでご注意ください。

2 自動車を登録しない場合（ETC利用でのノンストップ割引は出来ません）

- ・身体障害者手帳/療育手帳1種の方：障害者手帳のみ
- ・身体障害者手帳 2種の方：障害者手帳、運転免許証の2点

●オンライン申請が出来ます。（但しETC利用者のみ）

具体的な手続きについては下記案内にお問合せください。

- ・オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>
- ・ETC登録係 電話：045-477-1233

4) 印西市ふれあいバスの料金

障がいのある人とその介助者（1名）は、手帳を呈示することで運賃が無料になります。



5 NHK放送受信料の減免

障がいがある方は次のとおり NHK 放送受信料の減免を受けることができます。

対象者	免除額
世帯構成員全員が市民税非課税で、障害者手帳を持っている世帯員がいる世帯	全額
社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合	
世帯主に以下の障がいがあり、受信契約者である場合 ・視覚及び聴覚障がい ・身体障害者手帳 1～2 級 ・療育手帳㊤・㊤の 1・㊤の 2・A の 1・A の 2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・戦傷病者手帳を所持し、障害程度が特別項症から第 1 款症に相当	半額

【申請に必要なもの】

- ① 放送受信料免除（全額・半額）申請書（障がい福祉課、印旛支所、本埜支所に備付）
- ② 身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳の写し
- ③ 印かん（認印）

＊障がい福祉課、印旛支所、本埜支所において減免申請書の証明を受け下記送付先へ郵送で申し込みます。

【送付先】 〒260-8610 千葉市中央区千葉港5-1
 NHK千葉放送局 電話 043-203-0700 FAX043-203-0763

6 水道料金・下水道使用料の減免

	対象世帯	減免額	問い合わせ先
市営水道 （木下・大森・小林など）	・特別児童扶養手当受給世帯	消費税及び地方消費税相当額	印西市水道課 業務係 電話 0476-33-4615
県営水道 （千葉ニュータウン区域）	＊全員が市民税非課税で、下記の障害者手帳を持っている人がいる世帯が対象です。 ・身体障害者手帳（1 級・2 級） ・療育手帳（㊤～A の 2） ・精神障害者保健福祉手帳（1 級）	消費税及び地方消費税相当額 （10 円未満の端数は切捨て）	船橋水道事務所千葉ニュータウン支所 〒270-1342 印西市高花 2-1-4 （高花郵便局隣） 電話 0476-46-3514 FAX 0476-46-3510
下水道使用料		消費税及び地方消費税相当額	印西市下水道課 業務係 電話 0476-33-4696 FAX 0476-80-9332

《各種福祉手当》

在宅の障がいのある人に、手当が支給されます。（障がいの程度や所得の要件があります。）

【20歳未満の手当】

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当
受給者	障がいのある児童（20歳未満）の保護者または養育者	障がいのある児童（20歳未満）本人
対象者（障害程度のおおむねの目安） ※原則、診断書等により手当の基準に該当しているか審査されます。（非該当の場合もあります。）	1級 ・身体障害者手帳（1・2級） ・療育手帳（A以上） ・精神障害者保健福祉手帳（1級）。 2級 ・身体障害者手帳（3級） ・療育手帳（Bの1以上） ・精神障害者保健福祉手帳（2級）	重度の障がいにより在宅での生活において常時介護を要する児童 ・身体障害者手帳 1級・2級の一部（国の基準による） ・療育手帳 ④ ・その他、精神の障がい等で著しく重度の障がいを有する児童
支給月額（変更となる場合があります。）	1級：56,800円／月 2級：37,830円／月	16,100円／月
支給月	4月・8月・11月	2月・5月・8月・11月
	※請求書の提出により認定を受けると、請求した月の翌月分から手当てが支給されます。	
必要書類 （申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③障害者手帳（所持者のみ） ④請求者（受給者）と対象児童の戸籍の謄本または抄本 ※申請日前1か月以内のもの ⑤振込先預金通帳の写し ※請求者（受給者）のもの ⑥振込口座申出書 ⑦印かん（認印） ⑧個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） （受給者、配偶者、対象児童、扶養義務者） ⑨前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認できない人	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③所得状況届 ④現況届 ⑤重要事項説明書兼同意書 ⑥前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑦振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑧印かん（認印） ⑨個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） （受給者、配偶者、扶養義務者） ⑩障害者手帳の写し
受給資格の喪失	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・児童福祉施設等に入所したとき ・障がいを支給事由とする年金を受給できるとき 等	

【20歳以上の手当】

	特別障害者手当	在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当
受給者	障がいのある人本人	障がいのある人本人
対象者（障害程度のおおむねの目安） ※原則、 <u>手当用診断書により手当の基準に該当しているか審査されます。（非該当の場合もあります。）</u>	日常生活において常時特別な介護を必要とする人 ・身体障害者手帳の個別等級で1級(2級の一部)が2つ以上※ ・療育手帳 Aの1 ・最重度の精神障がい（国の基準による）※	1. 在宅重度知的障害者 ・療育手帳A以上 2. ねたきり身体障害者 ・在宅において、おおむね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに人手を要する65歳未満の人
支給月額（変更となる場合があります。）	29,590円/月	8,650円/月
支給月	2月・5月・8月・11月 ※請求書の提出により認定を受けると、請求した月の翌月分から手当が支給されます。	1月・4月・7月・10月 請求月より支給
必要書類 （申請関係書類は本庁及び各支所にあります。）	①認定請求書 ②認定診断書（一部省略可） ③所得状況届 ④現況届 ⑤重要事項説明書兼同意書 ⑥前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑦振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑧印かん（認印） ⑨個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） （受給者、配偶者、扶養義務者） ⑩障害者手帳の写し	①支給申請書 ②地区民生・児童委員の証明書（ねたきり身体障害者の場合） ③所得状況届 ④前年の所得金額がわかるもの ※番号制度で確認のできない人 ⑤振込口座届出書及び対象者名義の銀行通帳 ⑥個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。） （受給者、配偶者、扶養義務者） ※障がいの状態などにより調査が必要な場合があります。申請前にご相談ください。
受給資格の喪失	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・施設等に入所したとき ・病院などに3か月以上入院したとき 等	・本人またはその配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（申請は可能） ・特別障害者手当等や介護保険給付を受けたとき ・施設等に入所したとき（グループホームも含む） ・病院などに3か月以上入院したとき 等

《各種年金》

1 障害年金

公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）に加入中、または20歳前（年金加入前）や65歳前（加入後）の病気やけがで、政令で定める障がい程度になったときに支給されます。（初診日より1年6か月経過した時または症状や障がい固定した時）

対象者	おおむね次の要件のいずれかに該当する人 ・年金加入中に障がいの原因となる傷病の初診日がある人 ・20歳前に初診日があり、20歳に達した人 ・被保険者の資格喪失後でも、60歳以上65歳未満に初診日がある人	
備考	・一定の保険料納付などの要件や所得制限があります。	
	・障がいの状態が障害厚生年金の障害等級に該当しない場合、保険料の一定納付があるなどの要件により障害手当金（一時金）が支給されます。	
問い合わせ先	・厚生年金の加入中に初診日のある人 ・第3号被保険者（厚生年金や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者）期間中に初診日のある人	・ねんきんダイヤル 0570-05-1165 ・船橋年金事務所 電話 047-424-8811 FAX 047-422-0811
	・20歳前に初診日のある人 ・被保険者の資格を喪失した後で、60歳以上65歳未満に初診日のある人 ・国民年金の加入中に初診日のある人	・印西市役所 国保年金課 電話 0476-33-4470
	・各共済年金の加入中に初診日のある人	・各共済組合

2 特別障害給付金

対象者	障がいを受傷したときに学生であったり、厚生年金、共済組合等の配偶者であったりした人が、国民年金の任意加入をしていなかったために、障害基礎年金を受給できない障がいのある人
備考	障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる人は対象になりません。
問い合わせ先	・ねんきんダイヤル 0570-05-1165 ・船橋年金事務所 電話 047-424-8811 FAX 047-422-0811 ・印西市役所 国保年金課 電話 0476-33-4470

3 労働者災害補償保険による傷病(補償)年金・障害(補償)給付

業務上の災害または通勤途上の災害によって負傷または病気になった時に受けられる給付金制度です。

傷病（補償）年金	傷病の療養開始後1年6か月を経過した日またはその日以後、傷病が治っていない場合、その傷病の程度に応じて年金または一時金が支給されます。
障害（補償）給付	傷病が治った（障がい固定した）ときに、身体の一部に一定の障がいが残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。
問い合わせ先	勤務地の労働基準監督署または、 成田労働基準監督署 〒286-0134 成田市東和田553-4 電話0476-22-5666

4 千葉県心身障害者扶養共済制度

障がいのある人の保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあった場合、障がいのある人に終身一定額の年金を給付する千葉県の制度です。

加入資格	千葉市を除く千葉県内に住んでいる健康状態に問題のない65歳未満の人（扶養者）で、次のいずれかに該当する人を扶養していること。 ①身体障害者手帳1～3級 ②知的障害者（療育手帳所持者） ③精神または身体に永続的な障がいのある人（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる人																	
掛金月額 （令和7年 4月1日）	掛金の口数は、上限2口までです。 <table><tr><td>加入するときの年齢</td><td>掛金月額（1口）</td></tr><tr><td>35歳未満</td><td>9,300円</td></tr><tr><td>35歳以上40歳未満</td><td>11,400円</td></tr><tr><td>40歳以上45歳未満</td><td>14,300円</td></tr><tr><td>45歳以上50歳未満</td><td>17,300円</td></tr><tr><td>50歳以上55歳未満</td><td>18,800円</td></tr><tr><td>55歳以上60歳未満</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>23,300円</td></tr></table>		加入するときの年齢	掛金月額（1口）	35歳未満	9,300円	35歳以上40歳未満	11,400円	40歳以上45歳未満	14,300円	45歳以上50歳未満	17,300円	50歳以上55歳未満	18,800円	55歳以上60歳未満	20,700円	60歳以上65歳未満	23,300円
加入するときの年齢	掛金月額（1口）																	
35歳未満	9,300円																	
35歳以上40歳未満	11,400円																	
40歳以上45歳未満	14,300円																	
45歳以上50歳未満	17,300円																	
50歳以上55歳未満	18,800円																	
55歳以上60歳未満	20,700円																	
60歳以上65歳未満	23,300円																	

優遇措置	掛金の免除	加入者が65歳以上に達しかつ継続して20年以上加入した場合（ただし、昭和61年以前に45歳未満で加入した人は継続して25年以上の加入が必要）
	掛金の減免	・生活保護を受けるようになったとき ・県民税及び市民税が非課税または均等割のみのとき ・災害などの特別の事情があるとき
返還金	加入期間が5年未満で、加入者の申し出により脱退する場合、既に納めた掛金の返還はできません。	
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①加入等申込書 ②申込者（被保険者）告知書 ③障害証明書 ④年金管理者指定届出書 ⑤住民票の謄本1通（加入者及び障がいのある人それぞれ） ⑥身体障害者手帳または療育手帳の写し ⑦印かん（認印）	
支給	①加入者が死亡または重度の障がいとなった日の属する月から、月額20,000円（2口加入の場合は、40,000円） ②弔慰金（加入者より心身障がい者（児）が先に、または同時に死亡されたときに支給されます。ただし加入期間は1年以上必要です。） ③脱退一時金（5年以上この制度に加入していた方が脱退する場合、加入年数に応じて支給されます。）	
窓口	障がい福祉課	

《生活を助ける用具等の支援》

1 補装具の交付と修理

身体に障がいのある人（子ども）の日常生活の能率向上を図るため、補装具の交付と修理に係る費用を負担します。

対象者	身体に障がいのある人（子ども）、難病患者等（障害者総合支援法に基づく疾病） ※対象用具により、対象者が異なります。また、児童を除き一定所得を超える場合（市町村民税所得割額が46万円以上）は支給の対象となりません。 <u>※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。</u>	
申請（交付・修理）に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①補装具費支給申請書 ②身体障害者手帳の写し ③医師の意見書（必要に応じて） ④交付又は修理を希望する補装具の見積書 ⑤市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯） ※番号制度で確認できない方のみ ⑥印かん（認印） ⑦個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）	
補装具種類	手帳に記載されている障がいのみ、対象です。また、補装具にはそれぞれ基準額がありますので、基準額を超えるものについては、原則、交付（修理）の対象になりません。	
	①視覚障がい	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
	②聴覚障がい	補聴器
	③肢体不自由	義手・義足・装具・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置・座位保持椅子（障がいのある子どものみ）・頭部保持具・起立保持具・排便補助具
	④呼吸器・心臓機能障がい	車椅子（歩行障がい（制限）のある人）
※補装具によっては、身体状況及び家庭状況を調査及び千葉県の障害者相談センター等において、面接による判定が必要な場合があります。 ※<u>申請前に購入したものについては、対象になりません。</u> ※対象用具等についてご不明な場合にはお問い合わせください。		
利用者負担	原則、1割の負担。所得に応じて、月額負担上限額が決められています。 ○市町村民税課税世帯……………37,200円 ○市町村民税課税世帯以外……………0円	

2 日常生活用具の給付と貸与

在宅の障がいのある人(子ども)に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。

対象者	身体・知的・精神障がいのある人（子ども）、難病患者等（障害者総合支援法に基づく疾病）。 ※対象用具により、対象者が異なります。また、児童を除き一定所得を超える場合（市町村民税所得割額が46万円以上）は支給の対象となりません。<u>※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。</u>	
申請（給付・貸与）に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①日常生活用具給付（貸与）申請書 ②障害者手帳の写し ③給付又は貸与を希望する用具の見積書 ④市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯） ⑤意見書（用具によって必要となる場合あり）	
対象用具	給付	①介護・訓練用支援用具 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド ②自立生活支援用具 入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置 ③在宅療養等支援用具 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、視覚障害者用血圧計（音声式） ④情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用（ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・読書器・時計・ワードプロセッサ・地上デジタル放送対応ラジオ）、聴覚障害者用（通信装置・情報受信装置）、人工喉頭 ⑤排泄管理支援用具 ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。 ⑥その他 補聴器用電池
	貸与	福祉電話・ファックス等
※対象用具には、それぞれ限度額があります。なお、限度額を超えた部分の金額については、自己負担となります。 ※用具によっては、身体状況及び家庭状況を調査する場合があります。 ※申請前に購入したものについては、対象になりません。 ※対象用具等についてご不明な場合にはお問い合わせください。		
利用者負担	原則、1割の負担（10円未満切捨て）となりますが、所得に応じて、月額負担上限額が決められています。上限額は補装具と同じです。	

3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。

対象者	在宅の小児慢性特定疾病児童 ※対象用具により、対象者が異なります。また、前頁「2 日常生活用具の給付と貸与」で支給を受けられる場合はそちらが優先となります。
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書 ②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ③給付を希望する用具の見積書 ④市町村民税額（所得割）、所得税額等が確認できるもの（世帯） ⑤印かん（認印）
対象用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、便器、歩行支援用具、車イス、頭部保護帽、特殊便器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、ストマ装具、人工鼻、クールベスト、紫外線カットクリーム
※対象用具には、それぞれ限度額があります。 ※用具によっては、身体状況及び家庭状況を調査する場合があります。 ※申請前に購入したものについては、対象になりません。	

4 住宅改修費の給付

日常生活を営むのに著しく支障のある障がいのある人等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の一部を給付します。

対象者	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある人で身体障害者手帳３級以上の人（ただし、洋式便器への取替えについては上肢障害２級以上の人）。 <u>※介護保険の対象となる人は、介護保険が優先となります。</u>
対象箇所	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え等
給付額	限度額２０万円。市民税課税世帯は１割の負担（１０円未満切捨て）あり。

再給付	既に住宅改修費の給付を受けた人が次の①または②に該当する場合には、限度額を再度20万円とします。 ①市内において転居したとき ②障害程度等級が重くなったとき
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①住宅改修費給付申請書 ②身体障害者手帳の写し ③市町村民税額(所得割)等が確認できるもの(世帯) ④印かん(認印)
※既に改造に着手または完了したもの、新築(増築含む)の場合は、対象になりません。 ※該当にならない改造・改修がありますので、必ず事前にご相談ください。 ※市民税等を滞納している場合は、助成の対象になりません。	

5 緊急通報装置の設置

受信センター(ALSOK あんしんケアサポート)が24時間体制で相談や緊急事態発生等の通報を受信し対応する緊急通報装置を貸与します。

対象者	市内に居住する身体障害者手帳の1～2級をお持ちで単身生活をしている人(65歳以上の方は高齢者福祉課の窓口で申請)
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①緊急通報装置設置申請書 ②緊急通報装置設置誓約書 ③身体障害者手帳の写し ④協力員承諾書(最低2名の方が必要になります*) ⑤印かん(認印) ⑥市村民税額の課税状況がわかる書類 (申請年の1月1日に印西市に住所を有しない方のみ) *協力員とは、緊急事態が発生した場合、ALSOK あんしんケアサポートから利用している方の状況確認依頼が入りますので、その際確認の協力をしていただける方です。
利用者負担	月額930円。但し、市町村民税非課税世帯の人は無料

6 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用を助成します。

対象者	以下の要件をすべて満たす人 ①18 歳未満 ②「両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって、指定医療機関（※）の医師が補聴器装用の必要性があると認めている人」で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果を期待することができる」と医師が判断する人 （※）障害者総合支援法第59条第1項の規定（自立支援医療）による指定を受けた医療機関のこと
助成額	市が定める基準額と購入費用額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内（100円未満切り捨て）。
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁にあります。※購入前に申請の手続が必要です ①申請書 ②医師の意見書 （県の更生医療・育成医療指定医療機関で作成したもの） ③補聴器の見積書 （医師の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成したもの）

《外出するための支援》

1 福祉タクシー

重度心身障がいのある人が外出のため、タクシーを利用する場合、市が交付する福祉タクシー券により、乗車料金の一部を助成します。

対象者	①身体障害者手帳の1～2級の人、ただし、視覚、下肢及び体幹機能障がいのある人は総合等級3級以上の人。 ②療育手帳の㊤～Aの2の人。 ③精神障害者保健福祉手帳の1～2級の人。 ※上記に該当する手帳をお持ちの方でも、障害者施設・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に<u>入所中</u>の方は、ご利用できません。 ※要介護1～5に認定された方はご相談ください。
助成金額	利用1回につき迎車料金を含まない乗車料金の2分の1の額（10円未満切り上げ）とし、1,000円までを上限額とします。
交付枚数	年間50枚（有効期間：該当年4月1日～翌年3月31日） ※前年度以前のものはご使用できません。 ※じん臓機能障がいや人工透析を受けている人及び、視覚に障がいのある人は、50枚まで追加可。 ※<u>紛失などによる利用券の再発行はできません。</u>
申請先	本庁、印旛支所、本埜支所（*出張所では申請できません）
申請に必要なもの	①印西市福祉タクシー利用券交付申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③印かん（認印）
福祉タクシー券の利用方法	①利用者記入欄に必要事項（氏名・住所・利用目的）を記入してください。 ②料金を支払うときに切り取らずに利用券を運転者に渡してください。（その際に手帳を提示ください。） ③助成額を引いた利用者負担額をお支払いください。 ④きりとり部分より上は利用者本人控えとなります。 ※本市と提携しているタクシー会社に限ります。 ※身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は提示していただくことで写真による本人確認を行った上で乗車料金（<u>迎車料金は含みません</u>）の1割が割引されます。

【福祉タクシー協力会社一覧】

☆印のタクシー会社には、車いすで乗車できるタクシーがあります。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
船尾タクシー	印西市船尾805-1	0476-46-0239
大成交通	印西市造谷545-1	0476-99-1195
(株)都市交通	印西市瀬戸1733-10	0476-98-1251
☆介護タクシー は〜とふる	印西市木刈2-24-2	080-5400-8341
☆ほくそうケアタクシー	印西市牧の木戸1-14-7	080-1198-9659
☆介護保険タクシーテヲ	印西市木下南2-2-8	0476-37-6356
☆ラビットケアタクシー	印西市西の原2-3-6-804	080-4374-3127
☆介護タクシーふくちゃん	印西市小倉台1-1-SP1502	080-6706-0556
☆ケアサポートエール	印西市平賀学園台3-23-4	090-1887-4575
☆あんしん介護タクシー	白井市西白井4-4-2-101	080-3912-5780
白井タクシー	白井市根1071-6	047-491-0904
エミタスタクシー北総(株)	白井市根60-60	047-401-6800
☆介護タクシー 菜のはな	白井市大山口1-17-17	090-7239-2046
☆ハッピーハート	印旛郡酒々井町上岩橋141-7	043-496-8886
☆優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台1-23-8	043-496-8844
潤間乗用自動車有限会社	印旛郡酒々井町上本佐倉212	043-497-0811
☆さかえ介護タクシー	印旛郡栄町安食ト杭新田902-33	080-3555-0294
☆ふたば介護タクシー	印旛郡栄町酒直台2-6-12	0476-85-0838
☆介護タクシーたかはし	印旛郡栄町酒直台1-10-1	080-6702-6171
☆介護タクシーハッピーONE	印旛郡栄町安食2846-5	090-3694-5044
☆友(とも)介護タクシー	印旛郡栄町竜角寺台4-5-2	080-5648-5589
☆さかえケアタクシー	印旛郡栄町安食台4-13-11	090-3504-2549
京成タクシーイースト(株)	成田市寺台275-3	0476-23-5519
参光タクシー(株)	成田市南平台1116-5	0476-26-3511
☆成田ケアステーション	成田市公津の杜6-18-3	0476-28-1118
多古タクシー(有)	成田市取香558-3	0479-76-2173
☆国際空港交通(株)	成田市馬場11-5	0476-24-2665
☆(株)たいが企画	成田市公津の杜4-6-7	0476-29-5785
☆ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜2-41-3	090-7002-0590
☆サンベ	成田市公津の杜2-29-3	0476-27-6487
☆ハッピーハートプラス	成田市飯仲36-21	0476-36-8886
松崎交通(株)	成田市東和泉443-18	0476-22-7964
☆介護タクシーむらた	成田市中台1-2-112	090-3202-4352
☆ホッとケアタクシー	成田市加良部2-2-1-13-301	080-7543-3260
☆志津タクシー(有)	佐倉市先崎1875	043-487-6729
☆介護タクシー 光の風	佐倉市上座515-64	080-5485-3807

名 称	所 在 地	電 話 番 号
☆やまびこクラブ介護タクシー	佐倉市鎗木町346	080-7825-2790
☆サムライタクシー	佐倉市上志津原63-1	043-376-2878
☆ケアタクシー まねぎねこ	佐倉市上志津1076-36	0120-971-289
☆(株)コアラ佐倉	佐倉市中志津7-1810-10	043-386-2188
☆福祉タクシーP I E (ピエ)	佐倉市上座1437-18	090-2744-1329
☆介護タクシーふくろう	佐倉市上座1433-14	0120-49-2960
☆おもてなし介護タクシーTsuka	佐倉市中志津2-13-4	0120-123-825
☆介護タクシー人力車	佐倉市王子台1-8-6-1F左	043-310-7750
☆ハピート佐倉ユーカーリが丘店	佐倉市ユーカーリが丘1-10-5	080-3383-0026
☆オハナ(株)	佐倉市表町3-14-26	090-6560-0087
☆水郷エスコート	香取市北2-14-2	0478-50-2929
エミタスタクシーアスカ(株)	八千代市大和田新田102-3	047-459-7062
勝田台交通(株)	八千代市上高野1537	047-484-8211
(有)高千穂タクシー	八千代市村上3316-20	047-485-9595
八千代タクシー	八千代市大和田474-23	047-483-1234
相内タクシー	八千代市大和田新田908-1	090-7004-6095
☆ケアタクシーささえ	八千代市萱田町743-49	0800-300-8340
今井タクシー	我孫子市下ヶ戸1825-6	04-7182-1341
豊島交通(株)	我孫子市東我孫子1-1-2	04-7183-5001
(株)ニュー東豊	我孫子市我孫子1-24-25	04-7183-3322
☆山口介護タクシーサービス	我孫子市南新木4-17-8-102	04-7199-3132
☆アイリスケアリムジン	我孫子市中里324	0120-307-068
☆ケアタクシー『あびこ』	我孫子市湖北台8-9-6	090-2538-1603
☆介護タクシーケアプライド	我孫子市湖北台8-13-2	04-7199-9483(平日のみ) 070-1430-9591
☆うぐいすケアタクシー	我孫子市泉4-1-406	080-3512-6420
☆Dream Care Support	我孫子市本町3-8-26	090-3682-2132
☆介護タクシーよつば	我孫子市新木3100-24	070-6674-2580
協進交通(有)	鎌ヶ谷市東初富1-11-8	047-446-7337
☆(有)やまびこ	鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷3-23-52	047-499-1881
☆愛和福祉タクシー	鎌ヶ谷市西道野辺14-46-306	0120-85-8349
☆シトラス介護タクシー	鎌ヶ谷市東初富2-6-6-20	080-4400-1598
(株)きよみ介護サービス	富里市日吉台5-21-13	0476-85-7779
(有)ニュー千都タクシー	四街道市鹿放ヶ丘231-5	0120-434-321
☆いずみるケアサービス	四街道市鷹の台2-25-5-2号館	0120-918-770
☆介護タクシー和	八街市八街に45-238	090-4168-8699
千葉タクシー(株)	柏市東1-3-12	04-7166-9123
☆笑みりい	柏市緑ヶ丘23-2	04-7166-6888
☆リムジンケアサービス柏	柏市高田1252-10	04-7144-7997

名 称	所 在 地	電 話 番 号
☆ケアタクシー じんじん	柏市松葉町4-1-16-404	090-1616-2589
☆ぐらん介護タクシー	柏市松葉町1-19-1-14-103	090-3546-4030
(有)丸十タクシー	船橋市藤原5-8-5	047-438-3191
船橋タクシー(有)	船橋市藤原5-8-5	047-438-3191
☆介護タクシー 花笑み	船橋市田喜野井1-41-7	0120-929-671
☆トミー福祉タクシー	船橋市前原西4-31-2-604	0120-103-756
☆患者等搬送介護タクシーシモムラ	船橋市坪井西2-7-21	047-461-0676
☆(株)地域福祉研究所 山口福祉タクシー	船橋市三山6-15-16	080-3024-8054
☆サポートライナー	船橋市東中山2-10-30	047-711-2741
☆ケアタクシー ゆあさ	船橋市西船2-26-1-501	090-1846-0630
☆エーセブン福祉タクシー	船橋市西船大穴南2-20-31	047-767-8610
みさきタクシー	船橋市二和東6-29-29	047-448-8000
☆ふなばし福祉タクシー	船橋市南本町3-9	090-4704-4920
☆介護タクシーラクだ	船橋市新高根1-18-26	080-3438-7535
☆福祉タクシーふくろう	船橋市西船1-16-12	0800-080-2960
介護タクシーシェリー	船橋市田喜野井4-29-1-109	080-9331-4221
八幡交通(株)	市川市本北方1-26-7	047-334-2114
浦安タクシー(有)	市川市千鳥町7	047-701-1900
☆介護タクシー ミント	松戸市日暮3-16-46	0120-911-776
☆ケアタクシー のぞみ	松戸市秋山 1-9-12 BELISTA 秋山駅前 302号	0120-993-892
☆エムズケアタクシー	松戸市小金原5-13-36	080-4083-7926
☆ゆうき介護タクシー	松戸市秋山1-11-6-102	080-9200-1515
☆かず介護タクシー	松戸市常盤平5-27-3-1302	047-387-2520
☆おもてなし本舗マリナーゼ介護タクシー	浦安市猫実2-3-22	090-2625-0119
稲毛構内タクシー	千葉市美浜区高洲1-19-2	043-279-1234
☆しおかぜ介護タクシー	千葉市花見川区横戸台45-5	043-331-6275
☆くまさん福祉タクシー	千葉市花見川区西小中台2-29-106	070-7482-0903
☆ケアタクシーぽかぽか	千葉市花見川区み春野2-14-4	080-4588-4545
☆福祉のまき	千葉市若葉区小倉町881-19	043-308-6266
☆福祉タクシー若葉	千葉市若葉区中田町1193-95	090-1858-0708
☆ケアタクシーレジーナ	千葉市緑区おゆみ野3-18-2-403	090-3877-5171
☆ケアタクシー風の音(ね)	千葉市稲毛区六方町25-2	080-3390-9338
☆介護タクシーやすなが(株)	千葉市稲毛区稲毛町5-608-2	043-307-4671
☆福祉タクシーつばさ	千葉市中央区末広3-28-4	043-265-6264
千葉搬送サービス フリークス	千葉市若葉区谷当町 1026-35	043-239-0887
☆アイラス	東京都荒川区西日暮里5-23-3	0120-840-082

＊ご住所によっては迎車を依頼できない場合がありますので、事前に各タクシー会社にご確認ください

2 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行う制度です。

対象者	次の各項目に該当する人で、障がいによって単独での移動が困難である場合。 1. 障害者手帳を持っている人 2. 自立支援（精神通院）受給者証を持っている人 3. 障害福祉サービスを受けている人 4. 難病の指定を受けている人 5. その他、上記と同等と印西市福祉事務所長が認めた人																
派遣対象	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出。原則として、1日（8時間程度）で用務を終えるもの。通勤や通学、通院等、通年かつ長期にわたる外出等は対象外。																
申請に必要なもの	①移動支援事業利用申請書（本庁・各支所に備付） ②市町村民税額等が確認出来るもの（世帯）																
利用者負担	1割の負担（10円未満切捨て。）※軽減措置あり ※ 参考（個別支援、身体介護ありの金額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用時間</th><th>利用負担額の目安</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分未満</td><td>250円</td></tr> <tr> <td>30分～1時間未満</td><td>400円</td></tr> <tr> <td>1時間以上1時間30分未満</td><td>580円</td></tr> <tr> <td>1時間30分以上2時間未満</td><td>660円</td></tr> <tr> <td>2時間以上2時間30分未満</td><td>750円</td></tr> <tr> <td>2時間30分以上3時間未満</td><td>830円</td></tr> <tr> <td>3時間以上</td><td>910円に利用時間3時間から計算して利用時間30分を増すごとに80円を加算</td></tr> </tbody> </table>	利用時間	利用負担額の目安	30分未満	250円	30分～1時間未満	400円	1時間以上1時間30分未満	580円	1時間30分以上2時間未満	660円	2時間以上2時間30分未満	750円	2時間30分以上3時間未満	830円	3時間以上	910円に利用時間3時間から計算して利用時間30分を増すごとに80円を加算
利用時間	利用負担額の目安																
30分未満	250円																
30分～1時間未満	400円																
1時間以上1時間30分未満	580円																
1時間30分以上2時間未満	660円																
2時間以上2時間30分未満	750円																
2時間30分以上3時間未満	830円																
3時間以上	910円に利用時間3時間から計算して利用時間30分を増すごとに80円を加算																

3 外出支援サービス

介助なしで公共交通機関（電車・バス・タクシーなど）を利用することが困難な障がいのある人等に対し、医療機関や公共施設等への移送サービスを行います。

対象者	身体障害者手帳をお持ちで市内に居住する介助なしでは公共交通機関を利用することが困難な人。（65歳以上の方は高齢者福祉課の窓口で申請）
利用できる送迎先	①医療機関 ②市役所などの市の施設 ③在宅福祉サービスを提供する施設、場所 ④その他、市が必要と認めた場所 ※買い物等には使用できません

送迎のできる範囲	・印西市内 ・近隣市町村（いずれも片道の距離がおおよそ 20km 以内の範囲）																				
運行日時と利用回数	一人あたり、週 1 回 月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時まで ※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。 利用日の 1 か月前～5 日前までに予約が必要です。																				
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①印西市外出支援サービス利用者登録申請書 ②確約書 ③状況調査用紙（現在の介護等の状況について調査を行います） ④印かん（認印）																				
利用者負担	※降車時に運転手に直接支払います。 ※駐車料金などの費用は全額自己負担です。 <table><tr><td>区分</td><td colspan="2">金額</td><td>備考</td></tr><tr><td>基本料金</td><td>1 回あたり</td><td>1,000円</td><td>2 時間まで</td></tr><tr><td>迎車料金</td><td>1 回あたり</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td>超過料金</td><td>30分ごとに</td><td>400円</td><td>30分未満は切り上げ</td></tr><tr><td>運行料金</td><td>1 キロメートル あたり</td><td>30円</td><td></td></tr></table>	区分	金額		備考	基本料金	1 回あたり	1,000円	2 時間まで	迎車料金	1 回あたり	500円		超過料金	30分ごとに	400円	30分未満は切り上げ	運行料金	1 キロメートル あたり	30円	
区分	金額		備考																		
基本料金	1 回あたり	1,000円	2 時間まで																		
迎車料金	1 回あたり	500円																			
超過料金	30分ごとに	400円	30分未満は切り上げ																		
運行料金	1 キロメートル あたり	30円																			
予約先	印西市社会福祉協議会 電 話 0476-42-0294 （印西市竹袋 6 1 4 - 9） F A X 0476-42-0338																				

4 心身障害者（児）施設通所交通費助成

心身障害者（児）施設に通所している人または介護者に係る交通費の一部を助成するものです。

助成対象施設	①障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を提供する施設 ②障害者総合支援法に規定されている地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）
支給内容	・電車、バスなどの運賃の実費 ・自動車や自転車等の場合は距離により規定の金額を助成 ・10,000円／月を限度 ※通所日数1日から支給
支給月	7月（4～6月分）、10月（7～9月分）、1月（10～12月分）、4月（1～3月分）
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁および各支所にあります ①印西市心身障害者（児）施設通所に係る交通費助成申請書 ②定期券等の写し（交通機関を利用する場合）③印かん（認印）

5 障害者自動車運転免許取得助成

障がいのある人に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳1～4級の人又は療育手帳所持者で、免許の取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる人（1人1回まで）（自動車以外の二輪なども含まれる）
対象となる経費	免許取得に直接要した費用 （入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許取得料、その他必要な経費）
助成額	- 免許取得に直接要した費用の2／3以内 - 限度額10万円
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①障害者自動車運転免許取得助成申請書（免許の取得前または取得後6か月以内に申請） ②身体障害者手帳又は療育手帳
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査（無料）を行い、検査によって付される条件に従って取得することとなります。申請前に下記へお問い合わせください。 ※千葉運転免許センター適性相談室 電話 043-274-2000

6 身体障害者用自動車改造費助成

重度の身体障がいのある人が就労等に伴い、自ら運転する車の駆動・操向装置等を改造する場合、その費用の一部を助成します。

対象者	①身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹の障がい者が1～2級の人 ②自動車運転免許証のある人 ③就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）及び駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある人 ④支給月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、支給月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人（本人及びその配偶者・扶養義務者の所得金額）（1人1車両1回）
対象となる経費	操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費
助成額	限度額10万円
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①身体障害者用自動車改造費助成申請書 （自動車の改造前または改造後6か月以内に申請） ②身体障害者手帳 ③対象者の前年分所得金額を確認できる書類 ④運転免許証の写し

	⑤車検証の写し ⑥改造を行う業者の見積書（改造箇所と改造経費を明らかにしたもの）
申請の前に	自動車運転免許は、運転免許センターで適性検査（無料）を行い、検査によって付される条件に従って改造することとなります。申請前に下記へお問い合わせください。 ※千葉運転免許センター適性相談室 電話 043-274-2000

7 ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設や商業施設に設置されている障害者等用駐車区画を、障がいのある人等が利用するための、利用証を交付します。（利用証は車のルームミラーに掛ける等して使用します。）※この対象者の他に、要介護者、妊産婦等も対象となっています。

	区分				交付基準	申請に必要な書類	有効期間	
対象者	身体障害者	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳	無期限 ※ 対象にならなくなった場合は各自で廃棄	
		聴覚障害			3級以上			
		平衡機能障害			5級以上			
		肢 体 不 自 由	上肢					2級以上
			下肢					6級以上
			体幹					5級以上
		脳原性運動機能障害	上肢機能		2級以上			
			移動機能		6級以上			
	内部障害（免疫機能障害を含む）				4級以上			
	知的障害者		Aの2以上			療育手帳		
精神障害者		1級			精神障害者保健福祉手帳			
難病患者		特定疾患医療受給者、指定難病受給者、小児慢性特定疾病医療受給者			・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証			
けが人等		医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者			①医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書等 ②身分証明書（保険証、運転免許証等）	必要と認める期間（原則1年以内）		
注意事項	・利用証は、対象となる人が運転または同乗した場合に利用できます。 ・制度の対象となる駐車区画に、必ず駐車できることを保証するものではありません。							
申請先	障がい福祉課　＊郵送希望の場合は千葉県　健康福祉部　健康福祉指導課へ直接お申し込みください（〒260-8667　千葉市中央区市場町1－1　電話：043-223-3924）							

8 駐車禁止規制適用除外

障がいのある人の活動の場を広げる一助として、公安委員会により駐車禁止規制が行われている道路に駐車できるよう、規制の対象から除外するものです。詳しくは、下記へお問い合わせください。

【窓口】 印西警察署 電話 0476-42-0110 (FAXも同じ)

9 福祉カーの貸与

市内に居住する車いすでの移動が必要な障がいのある人（子ども）が、社会参加等で積極的に外出できるようにのスロープ付き車いす仕様車の貸出を無料で行っています。

利用は事前に申出のあった方を優先としますので、電話にて貸し出し状況をご確認ください。（運転手の手配はできません）

対象者	市内に居住する移動に車いすが必要な障がいのある人（子ども） 及びその家族 ※65歳以上の方は高齢者福祉課へ申し込みください。
貸出期間	2日以内
貸出費用	無料＊ガソリンは満タンにして返還してください。
貸出車両	トヨタシエンタ・運転手ほか3人同乗可能
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①印西市福祉カー貸付申請書 ②身体障害者手帳又は療育手帳の写し ③運転者の運転免許証のコピー
備考	＊初めてご利用する方については、申請時に福祉カーの利用方法について説明を行います。



《日中の行き場の支援》

1 日中一時支援

市内に居住している障がいのある人（子ども）を日中において監護する人がいないため一時的に見守り等の支援を受けることができます。

【対象者】

1. 障害者手帳をお持ちの人
2. 自立支援（精神通院）受給者証をお持ちの人
3. 障害福祉サービスを受けている子ども
4. 難病の指定を受けている人
5. その他、上記と同等と印西市福祉事務所長が認めた人

【利用者負担】 1 割の負担（10 円未満切捨て）※ 1 軽減措置あり

※ 1 参考

利用時間	負担額	利用時間	負担額
4 時間未満	270 円	6 時間以上で追加が 90 分以上 120 分未満	750 円
4 時間～6 時間未満	410 円	6 時間以上で追加が 120 分以上 150 分未満	820 円
6 時間以上	540 円	6 時間以上で追加が 150 分以上 180 分未満	890 円
6 時間以上であって引き続き 17 時～20 時の 間、利用した場合		6 時間以上で追加が 180 分	960 円
6 時間以上で追加が 30 分以上 60 分未満	610 円	その他送迎、食事提供加算があります	
6 時間以上で追加が 60 分以上 90 分未満	680 円		

【支給量】 1 ヶ月に 90 時間を限度とします。 ※ 2

【申請に必要なもの】：申請関係書類は本庁及び各支所にあります。

①日中一時支援事業利用申請書

②市町村民税額等が確認できるもの（世帯）

※ 2 特別な理由によって 1 ヶ月あたり 90 時間を超える場合は、日中一時支援利用計画書を利用事業所に作成してもらい、申請書に添付してください。

2 地域活動支援センター

障がいのある人に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を図る場です。

1) 地域活動支援センター(Ⅰ型)

名 称	住所／電話番号 FAX	内 容	備 考
医療法人聖母会 成田地域生活支援 センター	成田市本三里塚 226-13 電話 0476-35-7771 FAX0476-40-4182	電話・来所 による相談 及び、各種 プログラム	精神疾患のある人 ※障害者手帳の有無は問いま せん

※地域活動支援センター(Ⅰ型)は、近隣市町村合同で委託契約をしています。直接相談事業者にお問い合わせのうえご利用下さい。

2) 地域活動支援センター(Ⅱ型)

名 称	住所／電話番号 FAX	内 容	備 考
印西市立 福祉作業所コスモス	印西市竹袋614-9 電話 0476-42-0470 FAX0476-42-0470	農作業・手 工芸等	市内在住の満15歳以上で 身体障害者手帳または療育 手帳の交付を受けた人で、通 所可能な人 (送迎サービス有り)

【利用者負担】

なし(ただし実費負担あり)

【申請に必要なもの】

- ①印西市立福祉作業所入所許可申請書
- ②住民票の謄本
- ③医師が発行した健康診断書
- ④身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ⑤印かん(認印)

【受付窓口】

印西市立福祉作業所コスモス

3)地域活動支援センター(Ⅲ型)

名 称		住所／電話番号 FAX	内 容	備 考
1	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会 (らいおん千葉)	千葉市中央区長洲 1-33-14 電話 043-224-7432 FAX も同じ	手作業	身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいのある人
2	NPO法人 トライアングル西千葉	千葉市稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205 電話 043-206-7101 FAX 043-207-7153	パソコン訓練・就労支援・ビジネスマナー等指導・生活相談など	
3	NPO 法人あけぼの (スペース若柴)	柏市明原 3-4-16 電話 04-7145-4366	焼き菓子マドレーヌの製造、配達、販売	

【利用者負担】

なし(ただし実費負担あり)

【申請に必要なもの】

印西市地域活動支援センター利用申請書(障がい福祉課に備付)

3 精神障害者デイケアクラブ(心のいずみ)

住み慣れた地域で、より充実した日常生活を支援するために、社会参加の促進の一つとして、気軽なひとときを過ごす場です。

心に悩みを抱えている人、精神に障がいのある人やその家族等が自由に参加できます。

【開催内容】

会場	中央駅前地域交流館	中央駅前地域交流館
日程	主に第4金曜日	主に第2金曜日
時間	10:00~12:00	10:00~13:00
内容	軽運動(ウォーキング等)	簡単な調理(実費有)

※都合により、予定が変更になることがあります。下記連絡先にてご確認ください。

※初めて参加する方は事前に登録が必要です。いんば障害者相談センター(TEL:0476-99-2501)までご連絡ください。しばらく参加していない人も、前日までにご連絡ください。

4 クリオネクラブ(障害児放課後対策事業所)

クリオネクラブは、障がいのある子どもが住み慣れた地域の中で、放課後または夏休みなどに友だちや指導員と楽しく過ごす場であり、障がいのある子どもの保護者の負担軽減を図るための事業です。

対象者	市内在住者で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に通学している子ども等 ①身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている子ども ②学習障害、自閉症、発達性言語障害、多動性障害などの軽度発達障害等の子ども	
開所日等	①平日 (月曜～金曜日)	授業の終了後から午後6時30分まで
	②土曜日、長期休暇等	午前8時30分から午後6時まで ※長期休暇等とは、夏季休業日、秋季休業日、冬季休業日、学年末休業日など。
利用定員	25人(1日当たりの利用定員)	
利用料金	月額 5千5百円。ただし、8月のみ1万円。 (利用料金は、指定管理者へ月額前納していただきます。)	
利用料金の減免	生活保護法の規定による被保護者 : 全額(社会福祉課で証明書を発行) 準要保護児童生徒の保護者 : 半額(教育委員会学務課で証明書を発行)	
利用場所	そうふけふれあいの里(印西市草深924番地)	
申請に必要なもの	クリオネクラブにあります ①利用申請書 ②健康保険証の写し ③証明書(利用料金減免の対象となる世帯のみ) ④印かん(認印) ⑤身体障害者手帳または療育手帳	
申請場所	クリオネクラブ 電話 0476-47-6070	

5 ふれあいサポートセンターいんざい

障がいのある方が自立するための生活能力の維持・向上を図り、プログラムや活動を通じて、自立に向けてのサポートをします。

対象者	市内に居住する障がいのある人(希望に応じて送迎対応有)
開所時間	平日 午前9時～午後5時(休館日 土・日・祝)
アクセス	〒270-1326 印西市木下 804 番地 1 ・JR 木下駅より徒歩 15 分 ・ふれあいバス 東・中・西ルート 木下小学校下車 徒歩 3 分
お問い合わせ	ふれあいサポートセンターいんざい (電話 0476-42-1118) (✉ furesapo@sage.ocn.ne.jp) 印西市役所 障がい福祉課 (電話 0476-33-4639)

《その他の支援》

1 訪問入浴サービス

市内居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の心身障がいのある人（子ども）に移動入浴車を派遣します。

対象者	心身障がいのある人（子ども） ※介護保険の対象となる場合は、介護保険が優先となります。
派遣回数	週2日以内
利用者負担	1割の負担。（10円未満切捨て）※軽減措置あり
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁および各支所にあります ①訪問入浴サービス利用申請書 ②訪問入浴サービス利用診断書 ③訪問入浴サービス利用誓約書 ④障害者手帳の写し ⑤印かん（認印） ⑥市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯）

2 配食サービス

市内に居住し、心身の障がいや、環境的理由から調理が困難な人等に、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供します。

対象者	①高齢者の方のみの世帯（受付窓口は高齢者福祉課になります。） ②障がいのある人のみの世帯もしくは、障がいのある人と高齢者のみで構成される世帯
サービス内容	①月曜日～日曜日の週7日以内で、1人1日につき夕食の1食 ②午後2時～午後6時30分くらいの間にお届け ※配達時間の指定はできません。 ※お届けは原則、手渡しとなっています。
利用者負担	1食につき500円（生活保護世帯の方は1食400円） ◎利用料は、銀行振込などにより配食業者に直接お支払いください。
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①印西市高齢者等配食サービス申請書 ②週間サービス利用状況調査票（利用の前に食生活の状況等について聞き取りを行います。）

3 心身障害者一時介護料助成(レスパイト)

在宅で手帳を持っている人（子ども）の介護者が疾病その他の理由により、一時的に心身障がいのある人（子ども）を施設または福祉団体等において有料で介護してもらった場合、介護料の一部を助成します。（障害者総合支援法による短期入所、日中一時支援等に該当の場合は、助成の対象外です。）

対象者	市内在住の65歳未満の心身障がいのある人
対象期間	1回につき原則7日以内
助成額	①1日あたり（4時間未満） 2,500円（限度額） ②1日あたり（4時間以上） 5,000円（限度額） ③1泊の場合 5,000円（限度額） ※心身障がいのある人（子ども）1人につき、年額5万円まで。
申請月	7月（4・5・6月分）、10月（7・8・9月分）、 1月（10・11・12月分）、4月（1・2・3月分）
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①印西市心身障害者一時介護料助成申請書 ②印西市心身障害者一時介護証明書 ③支払いの金額がわかる領収書 ④振込先のわかるもの ⑤印かん（認印）

【主な利用可能事業者】

事業所名	住 所	電話番号	FAX
地域生活支援センター一歩	印西市岩戸1721	0476-99-3033	0476-99-3033
プラネット	印西市木下1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
地域生活支援センターさくら	白井市根59-53	047-492-7822	047-492-7823

※都合により、上記事業者の利用ができない場合があります。

【福祉サービス受給者証によって利用できる障害福祉サービス】

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われます。

サービスは、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、他「障がい児を対象とするサービス」などがあります。

《サービスを利用するには》

市に申請し、サービス受給者証の交付を受けたのち、サービスを利用します。

対象者

- ・身体に障がいのある人
- ・知的の障がいのある人
- ・精神に障がいのある人（発達に障がいのある人を含む）
- ・難病等の人（治療方法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人）

利用までの流れ

1. 相 談

サービス利用を希望する障がいのある人、または障がいのある児童（18歳未満）の保護者は障がい福祉課または市内相談支援事業者に相談してください。相談支援事業者は、サービス申請前の相談や手続きの支援などを行います。

2. サービスの申請

障がい福祉課または各支所市民サービス課でサービスの支給申請を行います。

【申請に必要なもの】：申請関係書類は本庁及び各支所にあります。

- ①支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ②世帯状況・収入申告書（者）
- ③手帳、もしくは医師からの情報提供書・意見書・診断書（児）
- ④計画相談支援給付費支給申請書・計画相談支援依頼届出書
- ⑤計画（案）
- ⑥市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯）
※番号制度で確認できない方のみ
- ⑦個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）

3. 調 査

利用希望者が18歳以上の場合、後日、市の調査員が全国共通の80項目について対象の人及びご家族などに調査を行います。18歳未満の場合は、20項目の調査を行います。

4. サービス等利用計画の作成

指定相談支援事業所にサービス等利用計画の作成を依頼し、利用したいサービスについて相談をした上で、作成された計画書案を市に提出します。

5. 障害支援区分の決定

18歳以上の場合、調査結果を基に介護給付費等審査会で、障害支援区分が決定されます。区分は区分1～区分6があり、非該当となる場合もあります。区分ごとに利用できるサービスが決められています。18歳未満の場合は、調査に基づき区分が決定されます。

※障害支援区分認定が必要ないサービス

自立訓練・就労(移行・継続・定着)支援・共同生活援助(グループホーム)の一部

6. サービスの支給決定

決定された区分に基づき、申請のあったサービスの支給決定が行われます。また、この決定内容を記載した「福祉サービス受給者証」が交付されます。

7. サービス利用の申し込み

交付された「福祉サービス受給者証」を事業所に提示し、サービスの申し込みを行います。

8. 契約

申し込んだ事業所と契約を結びます。サービスの提供内容など、事業所から詳しく説明を受けてください。

9. サービスの利用開始

契約に基づき、サービスを利用します。

10. 利用したサービスの自己負担分を支払

毎月、事業所に直接支払います。所得に応じて上限額があります。(次頁を参照)

※福祉サービス受給者証には、各サービスの決定期限が記載されています。引き続き利用する場合は期限前に更新が必要です。期限が近付いたら、早めに窓口へ申請してください。

利用者負担

（１）利用者負担

原則、１割の負担となります。また所得に応じて月額負担上限額が決められています。

※１８歳未満の方は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の所得で負担額を決定します。

※１８歳以上の方は、本人および配偶者の所得で、負担額を決定します。

（２）負担軽減措置

①高額障害福祉サービス費（別途申請が必要となります）

- ・同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額が月額負担上限を超えた分は高額障がい福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されます。

- ・長期間介護保険相当障がい福祉サービスを利用してきた人が、６５歳に達し介護保険者となった場合、障害福祉相当介護保険サービスを利用した際の利用者負担が重くならないように配慮されます。

※対象要件に関しましては、障がい福祉課にお問い合わせください。

②入所施設を利用している人への補足給付

・２０歳以上の施設入所者の場合

生活保護や低所得１又は２に該当する人は、食費や光熱水費等の実費負担の減免があります。

・２０歳未満の施設入所者の場合

２０歳未満の施設入所者については、保護者の方の所得階層に応じて、食費、光熱水費の一定額を市が支払い、残りの金額を保護者が支払います。

③通所施設等の食費負担の軽減

通所施設、短期入所、児童発達支援の利用者で、生活保護及び低所得の方は、食費のうち人件費相当分を市で負担し、食材料費のみを負担します。

障がい福祉サービス等利用助成

障害者総合支援法に基づいた障がい福祉サービス（介護給付や訓練等給付事業、補装具の給付など）には、それぞれ月額負担上限額が定められています。しかし、ひと月の間に複数の障がい福祉サービスを利用した場合、負担額は高額となってしまいます。

この制度は、月額負担上限額を各サービス共通のものとし、各サービスの利用者負担合計額のうち上限額を超えた部分について申請に基づき助成するものです。

《お子さんのサービス》

障害児通所支援

1) 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに、通所により日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練などを行います。

【対象者】 市内に居住する未就学の障がいのある子ども

2) 放課後等デイサービス

学校に通学する障がいのある子どもに、放課後又は夏休み等の休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促します。

【対象者】 市内に居住する就学中の障がいのある子ども

3) 保育所等訪問支援

保育園等を利用する障がいのある子どもに対し、訪問により集団生活への適応のための訓練や施設のスタッフに対する支援を行います。

【対象者】すでに児童発達支援を利用しており、市内に居住する保育園等を利用中の障がいのある子ども

【支給量】おおむね6か月間、月2回まで

4) 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【対象者】 市内に居住する満18歳までの、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある子ども

≪介護給付（日常生活の介助）≫

1 居宅介護（ホームヘルプ）（児・者）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

【対象者】

区分1以上の人

2 重度訪問介護（者）

重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

【対象者】

区分4以上の人

※訪問先が医療機関の場合は、日常的に重度訪問介護を利用している最重度（区分6）の障害のある人で、医療機関に入院した人

3 同行援護（児・者）

視覚障がいのある人に同行し、外出時の手助けをします。（身体介護を含む）

【対象者】

移動に著しい困難がある視覚障がいのある人

（※身体介護をともなう場合は区分2以上の人）

【内容】

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

4 行動援護（児・者）

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人が行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

【対象者】

区分3以上で障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

5 重度障害者等包括支援（児・者）

常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象者】

区分6の人

6 短期入所（児・者）

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【対象者】

区分1以上の人

7 療養介護（者）

医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【対象者】

区分5以上の人（※病名など条件あり）

8 生活介護（者）

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【対象者】

区分2以上の人（※年齢などにより区分の条件あり）

9 施設入所支援（者）

障害者支援施設に入所する障がいのある人が主として夜間において、入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。

【対象者】

区分3以上の人（※区分3は年齢に条件あり）

≪訓練等給付（就労の支援など）≫

1 自立訓練（者）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

2 就労移行支援（者）

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

3 就労継続支援（者）

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

4 就労定着支援（者）

一般就労へ移行した障がいのある人等に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言を行います。

【対象者】

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人（※区分不要）

※申請について計画（案）はセルフプランでも可能な場合があります

5 自立生活援助（者）

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等（※区分不要）

6 共同生活援助(グループホーム)（者）

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人等（※区分が必要な場合あり）

《その他、給付以外の就労に関連する事業》

1 就労支援相談

「ふれあいサポートセンターいんざい」にて、障がいのある人の職業的自立を支援するため、就労に関する相談や必要な情報の提供、就労活動などをお手伝いします。

【対象者】

市内に居住する障がいのある人など

【利用者負担】

なし（相談無料）

【主な内容】

- ①障がいのある人で働きたいと思っている人の相談。
- ②ハローワーク、社会福祉施設、特別支援学校等との連携。
- ③就労希望者、就労者と企業等との連絡調整（訪問同行など）

【相談日時】

月曜日から金曜日 午前9時～午後5時まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
電話・FAX 相談可 ※不在時あり。事前の予約が必要です。

住所：印西市木下 804-1

TEL：0476-42-1118

FAX：0476-42-1055

E-mail：f-shurous@inba-g.or.jp

2 障害者グループホーム等入居者家賃助成

グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成する制度です。（ただし、障害福祉サービスの所得区分の判定における市町村民税非課税世帯に限る）

【対象施設】

- ①グループホーム
- ②生活ホーム（千葉県の承認を受けた施設）

【助成内容】

〈特定障害者特別給付費が支給されている場合〉

1ヵ月家賃から特定障害者特別給付費を差し引いた金額の半額、または、20,000 円のどちらか少ない方の額。

〈特定障害者特別給付費が支給されていない場合〉

1ヵ月家賃の半額、または、25,000 円のどちらか少ない方の額。

【支払い月】

7月（4・5・6月分）10月（7・8・9月分）1月（10・11・12月分）4月（1・2・3月分）

【申請に必要なもの】

- ① 印西市障害者グループホーム等入居者家賃助成申請書（本庁・各支所に備付）
- ② 入居している施設の契約書の写し
- ③ 入居している施設の重要事項説明書の写し（家賃のわかるもの）
- ④ 市町村民税額（所得割）等が確認できるもの（世帯）
個人番号（マイナンバー）関係書類（★P64をご覧ください。）

3 精神障害者社会適応訓練事業

就職が困難な方を対象として精神障がいのある人の社会復帰・社会参加に熱意のある事業所で、一定の期間、実際の仕事（訓練）を行うことで、働くことへの準備をするために必要な訓練を行います。

【対象者】

市内に居住する精神障がいのある人で、以下について該当されている人（※区分不要）

- ①一般就労は難しいが、ある程度の作業能力と意欲のある人
- ②精神科医療機関に通院中で比較的病状が安定している人
- ③訓練を受けることに対して、主治医が了解している人

【訓練の期間】

原則として6ヵ月以内。（ただし、審査により最長2年までの延期可能）

【問い合わせ及び申し込み】

印旛健康福祉センター

電話 043-483-1133

佐倉市鎗木仲田町 8-1

FAX 043-486-2777

【その他の各種支援】

1 各種相談窓口

主な相談窓口	連絡先
◎障がい者福祉に関する総合相談窓口 障がいのある人やその家族などが抱える悩みや困りごとについて相談を行います。	いんば障害者相談センター 電 話 0476-99-2501 F A X 0476-33-6024 メール soudan@inba-g.or.jp 印西市岩戸 1343-1 平日 9 時～17 時 ※休日・夜間は転送対応（緊急時）
◎精神的な悩みなどに関する相談窓口 精神に障がいのある人やその家族などが抱える悩みや困りごとについて相談を行います	成田地域生活支援センター 電 話 0476-35-7771 F A X 0476-40-4182 成田市本三里塚 226-13 【月・水・木・金】 9 時から 12 時 13 時から 17 時 【日・祝】 9 時から 12 時 13 時から 16 時
◎精神的な悩みなどに関する相談窓口 【精神科医師への相談・事前予約制】 こんな症状があるが受診した方がいいのか、家族の症状が分からない等精神的な悩みを抱えている方、またはそのご家族に対して相談を行います。 ※秘密厳守、記録員 1 名同席	印西市役所 障がい福祉課 支援係 電 話 0476-33-4136(直通) F A X 0476-42-0381 実施日 奇数月第 2 木曜日（午後） 場 所 印西市役所 相談室 申込開始日 各広報いんざい掲載後 （1 人 30 分、各 3 枠、年度 1 回）
◎障がい者虐待に関する通報・相談窓口 被害の拡大を食い止めるために、「もしかして？」という段階での通報が大切です。	印西市障害者虐待防止センター 電 話 0476-37-6776 F A X 0476-85-7722 メール soudan@inba-g.or.jp 24 時間対応
◎障がい者差別に関する相談窓口 障がいを理由とする差別で困った時はご相談ください。	広域専門指導員 <障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例> 印旛健康福祉センター内 電 話 043-486-5991 F A X 043-486-2777 平日 9 時～17 時
◎障がい者福祉全般の問い合わせ及び相談窓口	印西市役所 障がい福祉課 電 話 0476-42-5111(代表) 電 話 0476-33-4136(直通) F A X 0476-42-0381 印西市大森 2364-2 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

2 聴覚、音声言語障がいのある人等への支援

聴覚、音声言語に障がいのある人への日常生活や社会参加のために、次のような支援があります。

1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

【対象者】

聴覚障がいのある人等

【利用者負担】

なし

【派遣日等】

随時。市登録または県登録の手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣時間は、1日8時間以内。宿泊は、不可。（都合により派遣できない場合もあります。）

【申請に必要なもの】：申請関係書類は本庁及び各支所にあります。

手話通訳者等派遣申請書

※窓口・FAX（0476-42-0381）・郵送・メール（syoufukuka@city.inzai.chiba.jp）等で3日前（休日除く）までに申請してください。

◎市役所開庁時の申請について

社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会にFAXで申請してください
（FAX 043-308-6400 午前9時～午後5時半）。

*その際、同時に印西市障がい福祉課にもFAX（0476-42-0381）で申請書を送信してください。

2) 手話通訳者設置

聴覚障がいのある人の庁内での手続きを、手話・筆談等でお手伝いします。

設 置 日：月、火、水、金曜日（午前9時～午後4時まで）

設 置 場 所：障がい福祉課

※都合により、不在の場合もあります。

※印旛支所・本埜支所での支援を希望される場合は、事前にご相談ください。

3) 携帯型ヒアリングループシステムの貸出

ヒアリングループシステムとは、難聴の方の聞こえを支援する機器です。音声を磁気に変え、補聴器またはイヤホン型受信機（貸出）に直接伝えます。（ただし、すべての難聴の方の聞こえがよくなるとは限りません）

貸出の対象は、市内在住者または在勤者を中心として活動を行う団体です。

利用を希望される場合は、障がい福祉課へお問い合わせください。

4) ヒアリンググループシステムのある公共施設

市内公共施設で、ヒアリンググループシステム設備のある部屋は次のとおりです。

施設名	部屋名	住所	電話番号	FAX 番号
コスモパレット パレットⅠ	マルチルーム	中央南 1-2	46-5111	46-5113
コスモパレット パレットⅡ	芸術ホール			
中央駅北コミュニティセンター (フレンドリープラザ)	多目的室 集会室 1	木刈 4-3-1	46-8611	46-8660
中央駅南コミュニティセンター (ザ・ソプラザ)	多目的室 集会室 2	原山 3-3	45-0611	45-0613

* 問合せ・利用を希望する場合は、各施設へ連絡してください。

5) 緊急通報システムについて

音声による 119 番通報が困難な聴覚や音声言語に障がいのある人が、音声以外で救急車や消防車を要請できるシステムです。

- ① 「Net^{ネット} 119 緊急通報システム」…スマートフォンなどで 119 通報できるシステム
- ② 「メール 119 通報システム」…携帯やパソコンからのメールで 119 通報できるシステム

【お問い合わせ】

印西地区消防組合消防本部指揮指令課

電話 46-9981、FAX 46-9986、メール shirei-inzaichiku@nifty.com

ホームページ <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>

6) 電話リレーサービス

- ① 手話で、文字で、電話を通訳

聴覚や発語に困難のある人と連絡先との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。緊急通報にも対応しています。

- ② 相手の声が読める電話「ヨメテル」

最新の AI（自動音声認識）、または文字入力オペレータが通話相手の声をリアルタイムで文字にします。通話内容を視覚で確認でき、聞こえにくさによるコミュニケーションのずれを減らします。文字サイズの調整機能により、幅広い年齢層の方々に利用しやすくなっています。

◎ 利用登録後に利用することができます。（利用料金がかかります）

【お問い合わせ】 千葉県出前窓口 千葉県聴覚障害者協会

電話 043-308-6373 FAX 043-241-9769

メール trs-kakudai@chibadeaf.or.jp

3 視覚障がいのある人への支援

1) 声の広報

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人等のために、「広報いんざい」「障がい福祉のしおり」「議会だより」を音訳し配布しています。その他、本庁障がい福祉課、印旛支所、本埜支所、大森図書館、小倉台図書館にて貸し出しも行っています。

【対象者】

視覚障がいのある人等

【利用者負担】

なし

【窓口】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所または、社会福祉協議会にお申し込みください。

※申請書等はありませんので、電話・FAX 等でも可。

2) 点字図書の給付

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人等のために、点字図書翻訳費を助成します。ただし、申請以前に購入したものについては、対象になりません。

【対象者】

市内在住の視覚障がいのある人で点字により情報入手している人

【利用者負担】

点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額

【給付の限度】

1 人につき 1 年度 6 タイトルまたは 2 4 巻（一括購入が必要なものを除く）

4 盲ろうの人への支援・相談窓口

視覚と聴覚の両方に障がいのある人（盲ろう者）への日常生活や社会参加のために、コミュニケーション訓練や、その他の生活訓練、趣味の活動支援、通訳・介助者の派遣事業などの支援があります。まずは下記にご相談ください。（訪問相談も可）

【相談窓口】

千葉県盲ろう者支援センター

千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 4 階

電話・FAX 043-310-3008 メールアドレス chibadb@chibadb.com

開所時間 平日 9 時～17 時

【対象者】

視覚と聴覚の両方に障がいのある人及びご家族、支援者、関係機関など

【利用者負担】

なし

5 成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、契約を障がいのある人本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人）に与え、障がいのある人本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

この利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、経済的な理由によって利用できない障がいのある人に対して、その費用を助成する制度です。

【助成対象】

①成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）

《対象》

判断能力が不十分で身寄りのいない知的障がいのある人や精神障がいのある人

②後見人等報酬額の全部又は一部

《対象》

被後見人等が生活保護受給者、世帯全員が非課税（後見人等が親族を除く）

※その他、居住要件や経済的要件あり。詳しくはお問い合わせください。

6 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会事業)

印西市社会福祉協議会は、地域に住む人たちが一緒になって地域の福祉向上を図り、よりよい社会をつくるために組織された民間の団体です。

【対象者】

高齢や障がいなどで日常生活に不安のある人

【提供サービスの種類（内容）】

①福祉サービス利用援助（福祉サービスの手続き援助）

②財産管理・保全サービス（公共料金の支払い代行、通帳・権利書等の保管サービス）

③弁護士等紹介サービス（弁護士や社会福祉士等の紹介サービス）

※その他にも、地域住民による会員制の在宅福祉サービスや日常のちょっとした困りごとにボランティアが対応するサービス、福祉車両貸出事業などを行っています。

【お問い合わせ】

印西市社会福祉協議会 （印西市竹袋614-9）

Tel0476-42-0294 Fax0476-42-0338

ホームページ <http://www.inzaishakyo.jp/>

7 印西市救急医療情報キット配布事業

安全と安心の確保を図ることを目的に、障がいのある人に対し、かかりつけ医療機関や持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを無料で配布します。

※災害時に救急医療情報キットを避難所等に持参することで、持病やその他緊急時に必要な情報を伝えることができます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【利用者負担】

なし

【申請窓口】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所

8 ヘルプマーク・カード配布

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためにヘルプマーク・カードをお渡ししています。

【対象者】

義足や人工関節を使用している人、心臓やじん臓などの内部障がいの人、妊娠初期の人、認知症の人、難病を患っている人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、高次脳機能障がいがある人、視覚に障がいがある人、聴覚に障がいのある人など。

【このマーク・カードを見かけたときは】

- 電車やバスの中で席をお譲りください
- 駅や商業施設で困っている人がいたら声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は安全に非難するための支援をお願いします。

【配布場所】

障がい福祉課、印旛支所、本埜支所、中央駅前出張所



【その他の情報】

《障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくり》

1 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

私たちは、怪我や病気で体が不自由になると、日頃、気にも留めなかったちょっとした段差が大きなバリアと感じられることがあります。また、誰もが加齢により体の機能が低下していくことを考えれば、障がいのある人にとって暮らしやすい社会づくりは、すべての人々の課題でもあります。

この条例は、①障がいのある人に障がいを理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしないこと、②障がいのある人の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを県民の共通の目標として千葉県で制定されたものです。

2 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成28年4月1日より施行された法律で、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、障がいのある人への不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供を禁止しています。

不当な差別的取り扱いとは、正当な理由がないのに、障がいを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることです。

合理的配慮の不提供とは、障がいのある人から配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎないにも関わらず、必要で合理的な取り組みを行わないことです。

3 障害者差別に関する相談窓口

◎広域専門指導員（印旛健康福祉センター内）

障がいを事由とした差別など、問題が生じた場合、公正な立場で、相談相手と相手方の双方から事情や言い分などを聴き、意思疎通を図り、助言をしながら解決策と一緒に検討する、専門の相談窓口です。利用者負担はありません。

電 話 043-486-5991 F A X 043-486-2777

【受付日時】月から金 午前9時～午後5時まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

◎印西市障がい福祉課支援係

電 話 代表：0476-42-5111 内線（266）

直通：0476-33-4136 F A X 0476-42-0381

【受付日時】

月から金 午前8時30分～午後5時15分まで（祝日、振替休日、年末年始を除く）

◎千葉県障害者福祉推進課〈条例相談窓口〉

電 話 043-223-1020 F A X 043-221-3977

メール sjourei@mb.pref.chiba.lg.jp

4 地域の障がい者相談員

手帳を取得された方などが、何かお困りの時に相談できるのが地域の障がい者相談員です。

相談員氏名	連絡先	相談区分など
はら ゆり 原 由里	FAX：0476-97-5235	身体障害者相談員：聴覚
むらまつ ひろき 村松 広輝	TEL：080-5433-5689	身体障害者相談員：肢体
はたけやま みゆき 畠山 美優紀	TEL：0476-46-4773	知的障害者相談員
あさい しょうこ 浅井 晶子	TEL：0476-42-7177	知的障害者相談員
はたなか しげる 畑中 茂	TEL：090-6012-4484	地域相談員：千葉県より委嘱 (福祉サービス、医療及び情報の 提供などの分野)

※身体障害者相談員及び知的障害者相談員については、千葉県より、地域相談員（身体・知的相談分野）として委嘱されています。

【お問い合わせ】 障がい福祉課

《千葉県医療的ケア児等支援センター（ぽらりす）》

千葉県が千葉リハビリステーションセンターに開設している、医療的ケア児等及びその家族等に対する相談窓口です。

電 話 043-291-1831（内線 276）＊医療的ケア児等支援センターぽらりす宛

F A X 043-291-1853

メール polaris@chiba-reha.jp

午前9時～午後5時（土・日・祝・年末年始除く）

《市内の障害者団体》

障がいのある人の福祉向上のため、また、まちづくり発展のため日々活動している団体です。なお、これらの団体では、随時、会員募集を行っています。詳しくは、各団体までお問い合わせください。

印西市障害者団体連絡協議会（加盟団体）

団体名	内容	代表者名	連絡先
印西市 手をつなぐ親の会	知的障がいのある人（子ども）を持つ親で構成されている団体	太田	090-2763-2129
睦実会	障がいのある子どもをもつ親として、学習したり、励まし合って成長していく団体	浅井	TEL 42-7177
印西市 聴覚障害者協会	聴覚障がいのある人の親睦と交流を図り、明るく住みやすい生活を目指す団体	原	FAX 37-4877 （事務局）田邊
印西市精神障害者 家族の会（わの会）	心の病や障がいを抱えていたり、生きにくさを抱えて家にいる人の家族会	畑中	090-1799-1420
印西ハーモニーの会	重症心身障がい児および医療的ケアのある重症心身障がい児を持つ親で構成された団体	堀江 村田	090-8507-1005 090-4916-0016
印西市身体障害者 福祉会 ※休会中	身体障がいのある人の親睦と交流を図り、社会参加と生活の向上を図るための活動をしている団体	宮野	TEL 42-2815

※代表者は変更することがあります。

《難病等の方々の障がい福祉サービス等》

身体障害者手帳を取得していない難病等の方も、障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業等を利用することができます。

- 障害者総合支援法の対象となる疾病一覧（次ページからの「対象疾病一覧」をご参照ください。）、疾病の概要、診断基準、診断書（臨床調査個人票）は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

難病対策 検 索

- 指定難病に関する情報については、「難病情報センター」のホームページをご覧ください。 <http://www.nanbyou.or.jp/>

難病情報センター 検 索

- 指定難病の申請に関することについては、印旛健康福祉センターへお問い合わせください。

問合せ先：印旛健康福祉センター疾病対策課 〒285-8520 佐倉市錦木仲田町 8-1

TEL 043-483-1466 FAX 043-486-2777

【特定疾患見舞金】

特定疾患で療養中の人、または保護者に見舞金を支給します。

対象者	千葉県が発行している以下のいずれかの受給者証をお持ちで、治療を受けている人 ①特定医療費（指定難病）受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③小児慢性特定疾病医療受給者証 ④先天性血液凝固因子障害等受給者証 ※受給者証は有効期限内のもの
申請に必要なもの	申請関係書類は本庁及び各支所にあります。 ①特定疾患見舞金支給申請書 ②受給者証の写し
支給額	月ごとに ①月2日以上通院・入院がある場合 月額 5,000 円 ②月15日以上入院がある場合 月額 10,000 円 ③①と②に該当する月がない場合 年額 10,000 円 (通院と入院の重複支給はありません。)
支給月	前期10月(4月～9月分) 後期4月(10月～3月分)
※①と②を受給するためには、支給月前に送付する「療養状況届」に、医療機関の証明を受け、提出していただく必要があります。(証明手数料は自己負担となります。) ①に該当しても、前期と後期を合わせた支給金額が10,000円に満たない場合は、合計で10,000円になるように、後期に上乗せ支給します。	

令和6年4月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(369疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	43	黄色靱帯骨化症	85	クルーゾン症候群
2	アイザックス症候群	44	黄斑ジストロフィー	86	グルコーストランスポーター1欠損症
3	IgA腎症	45	大田原症候群	87	グルタル酸血症1型
4	IgG4関連疾患	46	オクシタル・ホーン症候群	88	グルタル酸血症2型
5	亜急性硬化性全脳炎	47	オスラー病	89	クロウ・深瀬症候群
6	アジソン病	48	カーニー複合	90	クローン病
7	アッシャー症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	91	クロンカイト・カナダ症候群
8	アトピー性脊髄炎	50	潰瘍性大腸炎	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
9	アペール症候群	51	下垂体前葉機能低下症	93	結節性硬化症
10	アミロイドーシス	52	家族性地中海熱	94	結節性多発動脈炎
11	アラジール症候群	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	95	血栓性血小板減少性紫斑病
12	アルポート症候群	54	家族性良性慢性天疱瘡	96	限局性皮質異形成
13	アレキサンダー病	55	カナバン病	97	原発性局所多汗症
14	アンジェルマン症候群	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	98	原発性硬化性胆管炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	57	歌舞伎症候群	99	原発性高脂血症
16	イソ吉草酸血症	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	100	原発性側索硬化症
17	一次性ネフローゼ症候群	59	カルニチン回路異常症	101	原発性胆汁性胆管炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	60	加齢黄斑変性	102	原発性免疫不全症候群
19	1p36欠失症候群	61	肝型糖原病	103	顕微鏡的大腸炎
20	遺伝性自己炎症疾患	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)	104	顕微鏡的多発血管炎
21	遺伝性ジストニア	63	環状20番染色体症候群	105	高IgD症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	64	関節リウマチ	106	好酸球性消化管疾患
23	遺伝性腓炎	65	完全大血管転位症	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	66	眼皮膚白皮症	108	好酸球性副鼻腔炎
25	ウィーバー症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症	109	抗糸球体基底膜腎炎
26	ウィリアムズ症候群	68	ギャロウェイ・モフト症候群	110	後縦靱帯骨化症
27	ウィルソン病	69	急性壊死性脳症	111	甲状腺ホルモン不応症
28	ウェスト症候群	70	急性網膜壊死	112	拘束型心筋症
29	ウェルナー症候群	71	球脊髄性筋萎縮症	113	高チロシン血症1型
30	ウォルフラム症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	114	高チロシン血症2型
31	ウルリッヒ病	73	強直性脊椎炎	115	高チロシン血症3型
32	HTRA1関連脳小血管病	74	巨細胞性動脈炎	116	後天性赤芽球癆
33	HTLV-1関連脊髄症	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	117	広範脊柱管狭窄症
34	ATR-X症候群	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
35	ADH分泌異常症	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	119	抗リン脂質抗体症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	120	コケイン症候群
37	エプスタイン症候群	79	筋萎縮性側索硬化症	121	コステロ症候群
38	エプスタイン病	80	筋型糖原病	122	骨形成不全症
39	エマヌエル症候群	81	筋ジストロフィー	123	骨髄異形成症候群
40	MECP2重複症候群	82	クッシング病	124	骨髄線維症
41	遠位型ミオパチー	83	クリオピリン関連周期熱症候群	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
42	円錐角膜	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	126	5p欠失症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
127	コフィン・シリス症候群	167	進行性ミオクローヌてんかん	207	早期ミオクローニー脳症
128	コフィン・ローリー症候群	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	208	総動脈幹遺残症
129	混合性結合組織病	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	209	総排泄腔遺残
130	鰓耳腎症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群	210	総排泄腔外反症
131	再生不良性貧血	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群	211	ソトス症候群
132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	172	スミス・マギニス症候群	212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
133	再発性多発軟骨炎	173	スモン	213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
134	左心低形成症候群	174	脆弱X症候群	214	大脳皮質基底核変性症
135	サルコイドーシス	175	脆弱X症候群関連疾患	215	大理石骨病
136	三尖弁閉鎖症	176	成人発症スチル病	216	ダウン症候群
137	三頭酵素欠損症	177	成長ホルモン分泌亢進症	217	高安動脈炎
138	CFC症候群	178	脊髄空洞症	218	多系統萎縮症
139	シェーグレン症候群	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	219	タナトフォリック骨異形成症
140	色素性乾皮症	180	脊髄髄膜瘤	220	多発血管炎性肉芽腫症
141	自己貪食空胞性ミオパチー	181	脊髄性筋萎縮症	221	多発性硬化症／視神経脊髄炎
142	自己免疫性肝炎	182	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	222	多発性軟骨性外骨腫症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	183	前眼部形成異常	223	多発性嚢胞腎
144	自己免疫性溶血性貧血	184	全身性エリテマトーデス	224	多脾症候群
145	四肢形成不全	185	全身性強皮症	225	タンジール病
146	システロール血症	186	先天異常症候群	226	単心室症
147	シトリン欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア	227	弾性線維性仮性黄色腫
148	紫斑病性腎炎	188	先天性核上性球麻痺	228	短腸症候群
149	脂肪萎縮症	189	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	229	胆道閉鎖症
150	若年性特発性関節炎	190	先天性魚鱗癬	230	遅発性内リンパ水腫
151	若年性肺気腫	191	先天性筋無力症候群	231	チャージ症候群
152	シャルコー・マリー・トゥース病	192	先天性グリコシルホスファテジリノシトール(GPI)欠損症	232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
153	重症筋無力症	193	先天性三尖弁狭窄症	233	中毒性表皮壊死症
154	修正大血管転位症	194	先天性腎性尿崩症	234	腸管神経節細胞僅少症
155	ジュベール症候群関連疾患	195	先天性赤血球形成異常性貧血	235	TRPV4異常症
156	シュワルツ・ヤンペル症候群	196	先天性僧帽弁狭窄症	236	TSH分泌亢進症
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	197	先天性大脳白質形成不全症	237	TNF受容体関連周期性症候群
158	神経細胞移動異常症	198	先天性肺静脈狭窄症	238	低ホスファターゼ症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	199	先天性風疹症候群	239	天疱瘡
160	神経線維腫症	200	先天性副腎低形成症	240	特発性拡張型心筋症
161	神経有棘赤血球症	201	先天性副腎皮質酵素欠損症	241	特発性間質性肺炎
162	進行性核上性麻痺	202	先天性ミオパチー	242	特発性基底核石灰化症
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	203	先天性無痛無汗症	243	特発性血小板減少性紫斑病
164	進行性骨化性線維異形成症	204	先天性葉酸吸収不全	244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
165	進行性多巣性白質脳症	205	前頭側頭葉変性症	245	特発性後天性全身性無汗症
166	進行性白質脳症	206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	246	特発性大腿骨頭壊死症

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
247	特発性多中心性キャッスルマン病	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	331	慢性膵炎
248	特発性門脈圧亢進症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎	332	慢性特発性偽性腸閉塞症
249	特発性両側性感音難聴	291	びまん性汎細気管支炎	333	ミオクロニー欠神てんかん
250	突発性難聴	292	肥満低換気症候群	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
251	ドラベ症候群	293	表皮水疱症	335	ミトコンドリア病
252	中條・西村症候群	294	ヒルシスプルング病(全結腸型又は小腸型)	336	無虹彩症
253	那須・ハコラ病	295	VATER症候群	337	無脾症候群
254	軟骨無形成症	296	ファイファー症候群	338	無βリポタンパク血症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	297	ファロー四徴症	339	メーブルシロップ尿症
256	22q11.2欠失症候群	298	ファンconi貧血	340	メチルグルタコン酸尿症
257	乳幼児肝巨大血管腫	299	封入体筋炎	341	メチルマロン酸血症
258	尿素サイクル異常症	300	フェニルケトン尿症	342	メビウス症候群
259	ヌーナン症候群	301	フォンタン術後症候群	343	メンケス病
260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	302	複合カルボキシラーゼ欠損症	344	網膜色素変性症
261	ネフロン癆	303	副甲状腺機能低下症	345	もやもや病
262	脳クレアチン欠乏症候群	304	副腎白質ジストロフィー	346	モワット・ウィルソン症候群
263	脳髄黄色腫症	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	347	薬剤性過敏症症候群
264	脳内鉄沈着神経変性症	306	ブラウ症候群	348	ヤング・シンパソン症候群
265	脳表へモジデリン沈着症	307	ブラダー・ウィリ症候群	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
266	膿疱性乾癬	308	プリオン病	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
267	嚢胞性線維症	309	プロピオン酸血症	351	4p欠失症候群
268	パーキンソン病	310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	352	ライソゾーム病
269	バージャー病	311	閉塞性細気管支炎	353	ラスマッセン脳炎
270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	312	β-ケトチオラーゼ欠損症	354	ランゲルハンス細胞組織球症
271	肺動脈性肺高血圧症	313	ベーチェット病	355	ランドウ・クレフナー症候群
272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	314	ベスレムミオパシー	356	リジン尿性蛋白不耐症
273	肺胞低換気症候群	315	ヘパリン起因性血小板減少症	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	316	ヘモクロマトーシス	358	両大血管右室起始症
275	バッド・キアリ症候群	317	ペリー病	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
276	ハンチントン病	318	ペルーシド角膜辺縁変性症	360	リンパ脈管筋腫症
277	汎発性特発性骨増殖症	319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
278	PCDH19関連症候群	320	片側巨脳症	362	ルビンシュタイン・ティビ症候群
279	非ケトーシス型高グリシン血症	321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	363	レーベル遺伝性視神経症
280	肥厚性皮膚骨膜炎	322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	324	ホモシスチン尿症	366	レット症候群
283	肥大型心筋症	325	ポルフィリン症	367	レノックス・ガストー症候群
284	左肺動脈右肺動脈起始症	326	マリネスコ・シェーグレン症候群	368	ロスモンド・トムソン症候群
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパシー		
287	ピッカースタッフ脳幹脳炎	329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
288	非典型溶血性尿毒症症候群	330	慢性再発性多発性骨髄炎		

《災害時のために》

1 避難行動要支援者の避難支援

災害が発生した時など、高齢者や障がいのある人など避難に時間を要する人々（以下、要支援者という）の避難誘導を迅速かつ的確に行うための支援や日常の見守り活動など、地域の中で安心して暮らすための支援を受けられる登録制度です。町内会等の地域毎に要支援者の個別計画を作成し、地域で要支援者を災害時等だけではなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行います。

【申請先】：社会福祉課 厚生係 電話 0476-33-4513

■災害発生時における福祉避難所の開設

市の指定の福祉避難所（市のホームページ参照）に加え、障がいのある人への災害時の安心・安全の確保に向け、福祉避難所として下記市内事業所と協定を結んでいます。

【受け入れ可能な事業所】

法 人 名	使用施設名	住 所	電 話 番 号	FAX
社会福祉法人 印旛福祉会	いんば学舎・松虫	松虫 516	0476-98-2486	0476-98-2497
	いんば学舎・草深	草深 484-3	0476-48-6411	0476-48-6400
	いんば学舎・オソロク倶楽部	草深 485-3	0476-36-7555	0476-46-0069
	いんば学舎・陣屋	草深 923-3	0476-36-5425	0476-36-5426
社会福祉法人 秋桜会	こすもす友	小林 4095-1	0476-97-7270	0476-85-7881
	デイサービス秋桜	小林 1645-1	0476-97-5535	0476-97-5591
社会福祉法人 めぐみの家	工房マナ	大森 2553-8	0476-36-8072	0476-36-8072
	バイトレハイム	小林 1608-38	0476-97-3268	0476-97-3268
特定非営利活動法人 さくら第二	さくら3	中根 717	0476-97-3800	0476-97-5441
	さくら第二	小林 2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
	短期入所 つぼみ			
有限会社 T・Sシステム	児童デイサービス朋友会 憩の里 さくら	中根 1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339

2 印西地区消防組合 緊急時要配慮者登録制度

本人の障がいの情報などを事前に消防情報共有システムに登録することで、火災や救急救助等の発生時に、迅速な消防活動等を行うための制度です。

【登録に必要なもの】

- ①登録申請書
- ②同意書
- ③印かん

＊申請関係書類は各消防署にあります。なお、印西地区消防組合のホームページからもダウンロードできます。

【受付窓口】

印西地区消防組合消防本部 指揮指令課

電話 0476-46-9981 受付時間 平日8:30～17:15

【郵送での送付先】 〒270-1387 印西市牧の原二丁目3番地

印西地区消防組合消防本部 指揮指令課

FAXは原則受け付けません。（個人情報が増える恐れがあるため）ただし、耳の不自由な方は、平日 8:30～17:15の間に、0476-46-9986でFAXでのお問い合わせが可能です。

個人番号（マイナンバー）関係書類

★申請書等にマイナンバーを記載する場合、以下の書類が必要になります。

本人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要です。

マイナンバーの確認	本人確認
・「マイナンバーカード」	・「マイナンバーカード」で同時に確認できます。
・「通知カード」 （氏名、住所等が住民票と同じもの） または ・「マイナンバー入りの住民票」	または、顔写真つきの公的書類（1点必要です） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など または、氏名、住所または生年月日が記載された公的書類（2点必要です） ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・医療受給者証 ・福祉サービス受給者証 など

代理人が申請する場合

個人番号の記入にあたっては、「マイナンバーの確認」と「代理人の身元確認」、「代理権の確認」が必要です。

マイナンバーの確認	代理人の身元確認	代理権の確認
・本人の「マイナンバーカード」 または ・本人の「通知カード」（氏名、住所等が住民票と同じもの） または ・本人の「マイナンバー入りの住民票」	代理人の「マイナンバーカード」 または、顔写真つきの公的書類（以下の1点が必要です） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など または、代理人の氏名、住所または生年月日が記載された公的書類（以下の2点が必要です） ・健康保険証 ・年金手帳 ・年金証書 ・特別児童扶養手当証書 ・医療受給者証 など	●法定代理人の場合 ・戸籍謄本や法定代理人の資格を証明する書類 ●任意代理人の場合 ・委任状（任意様式） ●または、<u>本人の</u>以下のもの ・運転免許証 ・国民健康保険証 ・年金証書 ・障害者手帳 ・受給者証 - などの公的書類

郵送の場合は、本人確認（代理人確認）のための書類の写しを同封してください。

【サービス事業所一覧(市内・近隣)】

【移動支援】

	事業所名	住所	電話	FAX
1	(福) 印西市社会福祉協議会	印西市竹袋 614-9	0476-42-0294	0476-42-0338
2	地域生活支援センター 一歩	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-85-7722
3	(福) めぐみの家 エステル	印西市小林 1608-38	0476-97-4421	0476-97-4421
4	西印旛農業協同組合	印西市大森 3546-9	0476-42-1311	0476-42-1313
5	合同会社こころケア ふれあいサポート大吉	印西市木下 1521-27 たるば荘 201	0476-85-6404	0476-85-6405
6	ステップ	印西市木下東 4-6-16	0476-42-2767	
7	ここばんぶー	印西市草深 144-2	080-6652-2982	0476-85-4784
8	(株)コネクト ドット 365 千葉 ニュータウン(訪問介護)	印西市草深 67-7 佐藤第一ビル 201	0476-85-8237	0476-85-8238
9	合同会社あみ 訪問介護こころ	印西市草深 2221 番地 5	0476-31-6006	0476-31-6006
10	生活サポートさくら	白井市根 200-37	047-492-7822	047-492-7823
11	にこにこケアステーション	白井市根 1726-4	047-404-9299	
12	ふたば福祉事業会	印旛郡栄町酒直台 2-6-12	0476-85-0838	0476-29-4525
13	地域生活支援 にじ	印旛郡酒々井町本佐倉 430 番地	043-420-8212	043-420-8213
14	(福) えのき会 居宅介護・重 度訪問介護事業所きらり	佐倉市上志津 1340-3	043-488-3677	043-488-0554
15	ケア・コンシェルジュ人力舎	佐倉市王子台 1-8-6 伊藤店舗 1 階左	043-310-7750	043-310-7922
16	生活クラブ風の村 介護ステーションさくら	佐倉市山崎 529-1	043-484-3901	043-485-5950
17	ニチケアセンター八千代緑が丘	八千代市大和田新田 6-7	047-458-6221	047-489-4116
18	(福) 移動支援事業所 楓	我孫子市都部新田 37-2	04-7187-1944	
19	ハートフレンド誉田	千葉市緑区誉田町 2-21-50	043-300-3001	043-300-3080
20	Hana ヘルパーステーション おゆみ野	千葉市緑区おゆみ野 1-21-6	043-293-8270	043-293-8271
21	Trees 株式会社 Leaf	千葉市中央区新田町 35-8 山本ビル 203	043-441-8450	043-441-8454
22	(福) りべるたす	千葉市中央区川戸町 468 番地 1	043-497-2373	043-497-2127
23	有限会社まいむ まいむケアサポート	船橋市本中山 1-7-10 キョウエイビル 3 階	047-333-4000	047-333-4028

【日中一時支援事業】

	事業所名	住 所	電話	FAX
1	デイサービス秋桜	印西市小林 1644-6	0476-97-5535	0476-97-5591
2	いんば学舎・松虫	印西市松虫 516	0476-98-2486	0476-98-2497
3	いんば学舎・草深	印西市草深 484-3	0476-48-6411	0476-48-6400

4	いんば学舎・オソロク倶楽部	印西市草深485-3	0476-36-7555	0476-46-0069
5	いんば学舎・陣屋	印西市草深923-3	0476-36-5425	0476-36-5426
6	いんば学舎・岩戸	印西市岩戸1721	0476-99-3033	0476-85-7722
7	すずらんクラブ	印西市草深571-3	0476-29-5284	0476-29-5285
8	日中一時支援 のあのあ	印西市草深2508-1	0476-77-8273	0476-77-8273
9	児童デイサービス 朋友会憩いの里さくら	印西市中根 1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339
10	さくら第二	印西市小林2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
11	プラネット	印西市木下 1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
12	通所支援ベルテール 印西牧の原園	印西市原1-2 BIGHOP 駅前ビル 棟	0476-46-0872	0476-46-0873
13	日中一時支援事業所ステップ	印西市木下東 4-6-16	0476-42-2767	0476-42-7600
14	日中一時支援ここばんぶー	印西市草深 144-2	080-6652-2982	0476-85-4784
15	日中一時支援事業所 工房マナ	印西市大森 2553-8	0476-36-8072	0476-36-8072
16	レモン	印西市小林北 1875-9	080-3549-3814	0476-76-9396
17	HanaHana	印西市内野 1-6-9	0476-37-8726	0476-37-8726
18	みらいキャリア&ワークス 印西牧の原	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	0476-33-7500	0476-33-7530
19	ぼけっと	白井市白井 430-19	047-498-2400	047-498-2400
20	手塩宿	白井市根 200-37	047-492-7822	047-492-7823
21	デイサービスセンター アコモード	我孫子市布佐 1559-2	04-7189-5201	04-7189-5203
22	日中一時支援事業所キャビン	印旛郡栄町龍角寺 33	0476-85-1203	0476-29-5428
23	ワークかなえ	印旛郡酒々井町本佐倉 352-7	043-496-4186	043-496-4183
24	地域生活支援 にじ	印旛郡酒々井町本佐倉 430 番地	043-420-8212	043-420-8213
25	美能	印旛郡酒々井町酒々井 1588-1	043-312-3107	043-312-3108
26	ていくわん	印旛郡酒々井町東酒々井 1-1-372	043-481-8808	043-481-8809
27	オリオンハウス	佐倉市上志津 1340-3	043-488-0441	043-488-0554
28	生活クラブ風の村とんぼ舎 さくら	佐倉市生谷 1612-1	043-460-0077	043-460-0088
29	生活クラブ風の村重心通所 さくら	佐倉市山崎 488	043-483-5550	043-483-5557
30	就労継続支援A型あらた京成 佐倉事業所	佐倉市宮前 3-4-10 ラポール観山G	043-310-7305	043-310-7306
31	佐倉福葉苑	佐倉市神門 120-1	043-308-9276	043-308-9286
32	日中一時支援事業所 かたつむり	成田市公津の杜2丁目 1-5	0476-29-4905	0476-29-4905
33	いんば学舎・花かご	成田市宗吾 3-464-7	0476-37-6460	0476-37-6470

34	不二学園	成田市新駒井野 1-3	0476-35-2536	0476-35-0157
35	しもふさ工房	成田市名木 511-14	0476-96-1021	0476-96-0414
36	就職するなら明朗アカデミー・成田キャンパス	成田市不動ヶ岡 2152-2 成田旭ビル 1 階	0476-24-0202	0476-24-4848
37	生活クラブ風の村重心通所なりた	成田市大竹字内沼 370-5	0476-33-4962	0476-33-4944
38	協和厚生園	富里市日吉倉 1082-3	0476-93-1535	0476-93-1506
39	十倉厚生園	富里市十倉 2443	0476-94-2101	0476-94-2103
40	大久保学園	船橋市金堀町 499-1	047-457-2462	047-457-4069
41	日中一時支援事業所 うらホーム	船橋市前原西 1-8-5	047-470-4154	047-470-4155
42	あかね園	習志野市茜浜 3-4-5	047-452-2715	047-452-2693
43	沼南育成園	柏市大津ヶ丘 2-19-5	04-7191-3391	04-7191-5333
44	パステル	柏市大島田 579-3	04-7190-2625	047-702-3722
45	日中一時支援てくてく	柏市高田 184	04-7126-0845	04-7126-0846
46	たけのこ	柏市高柳 1478-5	04-7191-7077	
47	八街わらの里	八街市八街は 3-235	043-441-1100	043-441-1101
48	生活介護 響	茨城県北相馬郡利根町 横須賀 153-3	0297-61-8500	0297-61-8501
49	ほほえみの郷	茨城県龍ヶ崎市板橋町 528-1	0297-85-3511	0297-85-3512

【地域活動支援センター】

	名 称	住所	電話・FAX	
Ⅰ 型	医療法人聖母会 成田地域生活支援センター	成田市本三里 226-13	電話	0476-35-7771
			FAX	0476-40-4182
Ⅱ 型	印西市立 福祉作業所コスモス	印西市竹袋 6 1 4 - 9	電話	0476-42-0470
			FAX	0476-42-0470
Ⅲ 型	1 社会福祉法人千葉県聴覚障害者 協会（らいおん千葉）	千葉市中央区 1-33-14	電話	043-224-7432
			FAX	FAX も同じ
	2 NPO法人トライアングル西千 葉（トライアングル西千葉）	千葉市稲毛区小仲台 2-6-1 京成稲毛ビル 205	電話	043-206-7101
			FAX	043-207-7153
	3 NPO 法人あけぼの （スペース若柴）	柏市明原 3-4-16 鈴木ビル 202	電話	04-7145-4366
			FAX	FAX も同じ

【訪問入浴サービス】

	事業所名	住 所	電話
1	(福)北斗泰山会	印西市大森 2216-3	0476-42-7300
2	アースサポート白井	白井市南山 2-1-1-2	047-491-8411
3	アースサポート佐倉	佐倉市表町 3-1 2-2	043-483-2100
4	エルケア(株)	八千代市勝田台 1-35-4 ラレーブ勝田台 1 階	047-483-9690
5	(株)いわい観光旅行社 介護ステーション Sefro	白井市根 1 2 5-1 3	047-402-2686
6	(株)ウエルシア介護サ ービス	茨城県つくば市稲荷前 8-1 布川ビル 2F	029-856-8888

【居宅介護事業・重度訪問介護事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	F A X
1	在宅介護センターいずみ	印西市平賀学園台 3-2-13	0476-98-3506	0476-98-3507
2	印西市社会福祉協議会	印西市竹袋 614-9	0476-42-0294	0476-42-0338
3	J A 西印旛訪問介護サ ービス指定訪問介護事業所	印西市大森 3546-9	0476-42-1311	0476-42-1313
4	地域生活支援センター一歩	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-85-7722
5	(有)フレンズ印西	印西市草深 2302-3	0476-48-1575	0476-48-1576
6	社会福祉法人 めぐみの家 エマオ	印西市小林 1608-38	0476-97-4421	
7	ドット 365 千葉ニュータ ウン	印西市草深 67-7 佐藤第一ビル 201	0476-85-8237	0476-85-8238
8	重度訪問介護事業所ステッ プ（重度訪問介護のみ）	印西市高花 2-3-24	0476-36-7921	0476-36-7922
9	ふれあいサポート大吉	印西市木下 1521-27 たる ば荘 201	0476-85-6404	0476-85-6405
10	訪問介護こころ （居宅介護のみ）	印西市草深 2 2 2 1-5	0476-31-6006	0476-31-6006
11	訪問介護エコトピア酒々井	印旛郡酒々井町上本佐倉 224	043-496-1936	043-496-1919
12	ほがらかケア	印旛郡栄町安食ト杭新田 904	0476-95-9514	0476-33-3107
13	ヤックスヘルパーステーシ ョン安食	印旛郡栄町安食 947-5	0476-37-8079	0476-37-8059
14	生活クラブ風の村介護ステ ーションさくら	佐倉市山崎 529-1	043-484-3901	043-485-5950
15	ケアサービスたんぽぽ	白井市神々廻 1388-2	047-498-0399	047-492-8340

【同行援護】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	F A X
1	J A西印旛訪問介護サービス 指定訪問介護事業所	印西市大森 3546-9	0476-42-1311	0476-42-1313
2	ふれあいサポート大吉	印西市木下 1521-27 たるば荘 201	0476-85-6404	0476-85-6405
3	同行援助事業所のぞみ	四街道市四街道 1-9-3	043-308-7007	043-421-5179

【行動援護事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	F A X
1	地域生活支援センター 一歩	印西市岩戸 1 7 2 1	0476-99-3033	0476-85-7722
2	生活サポートさくら	白井市根 200-37	047-492-7822	047-492-7823

【生活介護事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	F A X
1	いんば学舎・松虫	印西市松虫 5 1 6	0476-98-2486	0476-98-2497
2	いんば学舎・草深	印西市草深 4 8 4-3	0476-48-6411	0476-48-6400
3	いんば学舎・陣屋	印西市草深 9 2 3-3	0476-36-5425	0476-36-5426
4	工房マナ	印西市大森 2553-8	0476-36-8072	
5	デイサービス秋桜	印西市小林 1 6 4 5-1	0476-97-5535	0476-97-5591
6	マープルハウス	印西市草深 571-3	0476-29-5284	0476-29-5285
7	デイサービスセンターほっぴ	印西市岩戸 1721	0476-99-3033	0476-85-7722

【重症心身障がい者・医療的ケア対象生活介護】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	F A X
1	いんば学舎・しらべ	印西市草深 4 8 8-1 5	0476-37-4433	0476-37-5533

【短期入所】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住 所	電話番号	F A X	児	身	知	精
1	短期入所つぼみ	印西市小林 2486-5	0476-33-3741	0476-97-2002	○	○	○	○
2	杏	印西市岩戸 1343-1	0476-99-3033	0476-85-7722	○	○	○	○
3	グループホームいんザイ	印西市小林 1588-22	080-3751-8130	0476-46-2472	○	○	○	○
4	大久保学園	船橋市金堀町 499-1	047-457-2462	047-457-4069	○		○	
5	ひまわり苑	船橋市金堀町 479-2	047-457-7702	047-457-7704				○
6	ローゼンヴィラ壱番館	船橋市藤原 8-17-1	047-430-7900	047-430-3611	○	○		
7	誠光園	船橋市小野田町 7 69-18	047-457-6636	047-457-6637	○	○		
	事業所名	住 所	電話番号	F A X	児	身	知	精
8	アコモード	我孫子市布佐 1559-2	04-7189-5201	04-7189-5203	○	○	○	○
9	みどり園	我孫子市中峠 2310	04-7187-0511	04-7187-0215			○	
10	とまり樹	我孫子市柴崎 861-1	04-7184-7272	04-7179-5876		○	○	○

11	ソーシャルインクルーホーム 我孫子南新木	我孫子市南新木 2-20-8	04-7193-8956	04-7193-8957		○	○	○
12	作山更生園	八千代市小池392	047-488-8253	047-488-8263	○		○	
13	不二学園	成田市新駒井野1-3	0476-35-2536	0476-35-0157	○		○	
14	しもふさ学園	成田市名木511-15	0476-96-1527	0476-97-0414	○		○	
15	玲光苑	成田市押畑896-4	0476-24-2164	0476-24-2153		○		
16	ショートステイ 杜の家なりた	成田市下方686-1	0476-20-7575	0476-20-7878	○	○	○	○
17	さわやかリビング成田	成田市本町590	0476-24-7471	0476-24-7473	○	○	○	○
18	ショートステイ はちす苑	佐倉市太田1145-1	043-483-4165	043-483-2941		○	○	○
19	めいわ	佐倉市山王2-37-9	043-484-6394	043-484-6396	○		○	
20	さくら千手園	佐倉市青菅1019	043-462-2008	043-462-2009	○	○	○	
21	リホープ	佐倉市山王2-37-9	043-484-6395	043-484-6396		○	○	
22	ルミエール	佐倉市山王2-37-9	043-484-6393	043-484-6396	○	○	○	
23	下志津病院	四街道市鹿渡934-5	043-422-2511	043-421-3007	○		○	
24	富里福葉苑	富里市中沢975-3	0476-93-8133	0476-93-4129	○		○	

【就労移行・継続・定着支援事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話・FAX		移行	継続	定着	主な障がい
1	いんば学舎・オソロク倶楽部	印西市草深485-3	電話 FAX	0476-36-7555 0476-46-0069		B	○	指定なし
2	ファインドリーム	印西市草深2321-2	電話 FAX	0476-37-3955		B		指定なし
3	みらいキャリア&ワークス印西牧の原	印西市原1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7500 0476-33-7530		A		指定なし
4	みらいキャリアサポート印西牧の原	印西市原1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7523 0476-33-7530		B		指定なし
5	みらいONE TEAM	印西市原1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	電話 FAX	0476-33-7574 0476-33-7530	○		○	指定なし
6	マーブルハウス	印西市草深571-3	電話 FAX	0476-29-5284 0476-29-5285		B		指定なし
7	レモン	印西市小林1875-9	電話 FAX	080-3549-3814 0476-76-9396		B		指定なし
8	就職するなら明朗アカデミー・八街キャンパス	八街市八街に66-2	電話 FAX	043-420-8831 043-420-8832	○		○	知的・精神
9	就職するなら明朗アカデミー・白井キャンパス	白井市清水口1-1-25 西白井駅前 セントラルビル3F	電話 FAX	047-404-8855 047-404-8833	○		○	知的・精神
10	フラットヴィレッジ	白井市根460-1	電話	047-401-8575		A B		指定なし
11	羽の郷	八千代市高津447-3	電話 FAX	047-458-1230		B		指定なし
12	はばたき職業センター	八千代市米本2429-10	電話 FAX	047-488-8813 047-488-8384	○	B	○	指定なし

13	ハッピーストリート	我孫子市我孫子 4-16-23	電話 FAX	04-7189-7496 04-7189-7497		A		指定なし
14	おおばん	我孫子市新々田 30-4	電話 FAX	04-7189-5794		B		指定なし
15	多機能型事業所 i 工房 (i 工房 c・s・d)	我孫子市南新木 1-19-7	電話 FAX	04-7139-1153		B		指定なし
16	ねむの里	栄町安食 2953-7	電話	0476-95-7220		B		指定なし
17	あじき福祉作業所ひび きの杜	栄町安食矢口明神5- 3-2(株)セガ・ロジ スティックサービス矢 口事業所内	電話 FAX	0476-37-8366 0476-37-8368		B		指定なし
18	ワーク・かなえ	印旛郡酒々井町本佐倉 352-7	電話 FAX FAX	043-496-4186 043-496-4183		B		知的

【自立訓練事業】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	ふれあいサポートセンター いんざい	印西市木下804-1	0476-42-1118	0476-42-1055
2	みらいONETEAM	印西市原 1-2 BIGHOP ガ ーデンモール印西	0476-33-7574	0476-33-7530
3	第2ぼけっと	白井市根 66-5	047-404-4871	047-449-3488
4	ワークショップかぶらぎ	佐倉市鎗木町 352-2	043-486-6335	043-497-4924

【共同生活援助事業（グループホーム）】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	悠友荘	印西市小林 2820ー1	0476-77-7984	
2	ほがらかハウスたきの	印西市滝野 3-7-4-106	0476-33-3646	0476-33-3107
3	ベルエキップ	印西市小林 1660ー7	0476-97-6079	
4	ベイトレハイム ほし	印西市小林 1608ー38	0476-97-3268	
5	ベイトレハイム ひかり	印西市小林 1608ー2		
6	グループホームつぼみ	印西市小林 1644ー6	0476-97-5535	0476-35-5591
7	こすもす友	印西市小林 4095ー1		
8	グループホーム望	印西市小林 1191-1		
9	まろんグループホーム印西 小林1号館	印西市小林北 1-10-2	0476-50-2642	
10	まろんグループホーム印西 小林2号館	印西市小林 3357-11		
11	まろんグループホーム印西 小林3号館	印西市小林 1831-124		
12	まろんグループホーム印西 小林4号館	印西市小林 1776-11		
13	まろんグループホーム印西 小林5号館	印西市大森 2564-25		
14	グループホームいんザイ	印西市小林 1588-22	080-3751-8130	

15.	グループホーム姫沙羅	印西市岩戸 1342-1	【事務所】 いんば学舎・空木 0476-85-8826
16	グループホームこぶし	印西市岩戸 1342-1	
17	グループホーム金木犀	印西市岩戸 1343-1	
18	グループホーム西台	印西市松虫 241-1	
19	グループホーム舞姫	印西市松虫 241-1	
20	グループホーム印旛	印西市吉高 1789-2	
21	グループホーム一本松	印西市吉高 1789-2	
22	グループホームなでしこ	印西市草深 473-14	
23	グリーンベル大森	印西市大森 2511-3	0476-50-2656
24	グリーンベル高花	印西市高花 6-32-3	
25	グリーンベル小林北	印西市小林北 3-4-3	
26	グループホームKEN木下東 1号棟	印西市木下東4-1 3-1	090-1735-8217

【児童発達支援】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	印西市立子ども発達センター おひさま	印西市高花2-1-5	0476-40-6551	0476-47-2655
2	総合発達支援デイサービス きぼう印西	印西市大森 2454-8 アーバンハイツ1階	070-5571-1195	0476-50-5003
3	プラネット	印西市木下 1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
4	児童デイサービス朋友会憩の里さくら	印西市中根 1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339
5	さくら第二	印西市小林 2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
6	こどもプラス印西教室	印西市大森 2564-138	0476-37-5753	0476-37-5754
7	コペルプラス 千葉ニュータウン教室	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	0476-36-8937	0476-36-8938
8	マーブルキッズ	印西市草深 571-3	0476-29-5284	0476-29-5285
9	AIAI PLUS 千葉ニュータウン中央	印西市中央南 1-13-101 レーベン 千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM	0476-37-7313	0476-37-7314
10	多機能型事業所りんごの木	印西市小林 3916-1	090-2912-9234	0476-97-3738
11	おもちゃ箱いんざい	印西市木下東 3-3-15	070-5082-5109	—
12	スマートスタートアカデミー	印西市小林北一丁目7番地4	0476-36-4940	—
13	児童発達支援センター安食	印旛郡栄町安食 3678-6	0476-36-4852	0476-36-4853

【重症心身障がい児・医療的ケア児対象児童発達支援】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	みらい メディキッズ	印西市原 1-2 BIGHOP 駅前ビル3棟	0476-33-7519	0476-33-7589

2	いんば学舎・しらべ	印西市草深488-15	0476-37-4433	0476-37-5533
---	-----------	-------------	--------------	--------------

【放課後等デイサービス】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	デイサービスセンター ほっぷ	印西市岩戸1721	0476-99-3033	0476-85-7722
2	プラネット	印西市木下1467-2	0476-85-8086	0476-85-8087
3	児童デイサービス朋友会憩の里さくら	印西市中根1954-8	0476-37-5870	0476-37-5339
4	総合発達支援デイサービス きぼう印西	印西市大森2454-8 アーバンハイツ1階	070-5571-1195	0476-50-5003
5	マールメイト	印西市草深571番3	0476-29-5284	0476-29-5285
6	こどもプラス印西教室	印西市大森2564-138	0476-37-5753	0476-37-5754
7	さくら第二	印西市小林2486-4	0476-33-3741	0476-97-2002
8	通所支援ベルテール 印西牧の原園	印西市原1-2 BIGHOP 駅前ビル3棟	0476-46-0872	0476-46-0873
9	こどもデイサービス ほにほに	印西市草深2508-1	0476-77-8273	
10	放課後等児童デイサービス ニコルーム	印西市木下東4-6-16	0476-42-2767	0476-42-7600
11	放課後等デイサービス Hana Hana	印西市内野1-6-9	0476-37-8726	
12	放課後等デイサービス Hana Hana Mate	印西市内野1-6-6	0476-37-8726	
13	AIAI PLUS 千葉ニュータウン中央	印西市中央南1-13-101 レバンテ千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM	0476-37-7313	0476-37-7314
14	あしすとクラス	印西市戸神557-1	0476-33-3451	0476-33-3461
15	クラブ 印西牧の原校	印西市原1-2 BIGHOP ガーデンモール印西 2F	0476-85-6232	—
16	このこのリーフ 千葉ニュータウン教室	印西市木刈6-1-1	0476-37-3196	
17	多機能型事業所りんごの木	印西市小林3916-1	090-2912-9234	0476-97-3738
18	おもちゃ箱いんざい	印西市木下東3-3-15	070-5082-5109	—
19	リハビリディアリス 草深	印西市草深941-21	0476-29-4896	—
20	児童発達支援センター安食	印旛郡栄町安食3678-6	0476-36-4852	0476-36-4853

【重症心身障がい児・医療的ケア児対象放課後等デイサービス】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	みらい メディキッズ	印西市原1-2 BIGHOP 駅前ビル3棟	0476-33-7519	0476-33-7589
2	いんば学舎・しらべ	印西市草深488-15	0476-37-4433	0476-37-5533

【保育所等訪問支援】※福祉サービス受給者証が必要

	事業所名	住所	電話	FAX
1	Hana Hana	印西市内野1-6-9	0476-37-8726	

2	AIAI PLUS 千葉ニュータウン中央	印西市中央南 1-13-101 レバンテ千葉ニュータウン中央 THE PREMIUM	0476-37-7313	0476-37-7314
3	総合発達支援ティーンズ きぼう印西	印西市大森 2454-8 アーバンハイツ1階	070-5571-1195	0476-50-5003
4	印西市立子ども発達センター おひさま	印西市高花 2-1-5	0476-40-6551	0476-47-2655
5	多機能型事業所りんごの木	印西市小林 3916-1	090-2912-9234	0476-97-3738
6	スマートスタートアカデミー	印西市小林北一丁目7番地4	0476-36-4940	—

【相談支援事業所】

(1) 基幹型相談支援事業所（一般相談）

事業所名	住所	電話	FAX
いんば障害者相談センター	印西市岩戸 1343-1	0476-99-2501	0476-33-6024

(2) 指定特定相談支援事業所（計画相談）

	事業所名	住所	電話	FAX	備考
1	いんば障害者相談センター	印西市岩戸 1343-1	0476-99-2501	0476-33-6024	
2	ふれあいサポートセンターいんざい	印西市木下 804-1	0476-42-1118	0476-42-1055	対象：主に精神障がい
3	エマオ	印西市小林 1608-38	0476-97-4421	0476-97-4421	
4	結愛（YUI）	印西市草深 571-3	0476-29-5284	0476-29-5285	
5	さくら相談支援事務所	印西市小林 2486-4	0476-33-3707	0476-97-2002	対象：児のみ
6	相談支援事業所 みらい	印西市原 1-2 BIGHOP ガーデンモール印西	0476-33-7503	0476-33-7589	
7	こども発達相談支援室	印西市小林北 1-7-4	0476-36-4895	0476-36-4895	対象：児のみ
8	印西市立子ども発達センターおひさま	印西市高花 2-1-5	0476-40-6551	0476-47-2655	対象：子ども発達センター通所児のみ
9	相談支援センター かなえ	酒々井町本佐倉 352-7	043-488-5530	043-496-4183	
10	相談支援事業所 ほがらか	栄町龍角寺 33 番地	0476-80-0310	0476-33-6328	
11	うぐいすのとまり木	白井市笹塚 2-3-1-115	047-773-9668	050-3737-4425	
12	さくら相談支援センターホープ	佐倉市宮小路町 41-3	043-372-0367	043-332-9017	

発達障害に関する外国人保護者向けパンフレットについて

外国人保護者向けパンフレット「お子さんの発達について心配なことはありませんか～日本で子育てをする保護者の方へ～」(※こちらは印西市ではなく発達障害情報・支援センターのパンフレットのURL、QRコードとなります)

(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)

(<https://hattatsu.go.jp/>)

発達障害情報・支援センターホームページ



発達障害ナビポータル



印西市障がい福祉の窓口

- 印西市役所 障がい福祉課
電話 0476-42-5111 (代表)
FAX 0476-42-0381
メールアドレス syoufukuka@city.inzai.chiba.jp
- 印旛支所 市民サービス課 市民福祉係
電話 0476-98-1116
FAX 0476-98-2073
メールアドレス in-serviceka@city.inzai.chiba.jp
- 本埜支所 市民サービス課 市民福祉係
電話 0476-97-1111 (代表)
FAX 0476-97-3205
メールアドレス mo-serviceka@city.inzai.chiba.jp

(自立支援医療【精神通院】)

障がい福祉課 直通・内線番号 (主な業務)

◆給付係 (33-4639: 直通)

261 (重心医療費助成) (日常生活用具)
(移動支援事業)

262 (障がい福祉サービス)

263 (育成・更生医療)
(日中一時支援)

◆支援係 (33-4136: 直通)

265 (身体障害者手帳) (特定疾患)

266 (療育手帳)

267 (自立支援医療【精神通院】)
(補装具)

268 (手話通訳)

印西市 障がい者(児)総合相談窓口

いんば障害者相談センター (印西市基幹相談支援センター)

印西市内にお住いの、障がいをお持ちの方とご家族からの
ご相談を無料でお受けいたします! (印西市相談支援事業業務受託)

〒270-1616 印西市岩戸1343-1

電話 0476-99-2501

FAX 0476-33-6024 E-MAIL: soudan@inba-g.or.jp

○開 所 日 月曜日～金曜日 (土・日曜日・祝日・年末年始は休み)

○受付時間 午前9時～午後5時 (夜間・休日の緊急対応あり)

手帳の級数により対象となる主な制度一覧（その他の制度や詳細は「しおり」をお読みください）	別表
--	----

(級)	身体障害者手帳						療育手帳						精神障害者 保健福祉手帳			備 考	所得制限 あり	頁番号	
	1	2	3	4	5	6	Aの1	Aの2	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	1	2	3				
重度心身障害者（児）医療費助成	○	○	△				○	○	○	○	△		○			△は合併で対象		5	
自立支援医療（更生医療）１８歳以上	△	△	△	△	△	△										１８歳以上で障がいに応じた該当する医療を受ける場合	○	6	
自立支援医療（精神通院）																精神疾患のため継続した通院医療が必要な人	○	7	
自立支援医療（育成医療）１８歳未満																１８歳未満で該当する医療を受ける場合	○	7	
（税金）特別障害者控除	○	○					○	○	○	○			○					9	
（税金）障害者控除			○	○	○	○					○	○		○	○			9	
（税金）自動車税の減免	障がいによる						○	○	○	△			○			△は条件つき		9	
市営自転車駐車場定期使用料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			11	
JR・航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	精神は問い合わせ					11	
有料道路通行料金割引証	本人が運転する場合は身体障害者手帳があれば対象。家族が運転する場合は身体・療育の１種の人。																	12	
ふれあいバス（無料）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			13	
NHK放送受信料の減免（世帯主で契約者）	○	○	他、視覚・聴覚障がい				○	○	○	○			○			ただし、等級にかかわらず世帯全員が非課税の場合は全額免除		14	
上下水道の減免	△	△					△	△	△	△			△			同居人全員が非課税の場合のみ	○	14	
特別児童扶養手当	○	○	△				○	○	○	○	△		△	△		所得制限あり・２０歳未満・△は条件つき	○	15	
障害児福祉手当（２０歳未満）	△	△					○	○	△	△			△			所得制限あり・△は条件つき	○	15	
特別障害者手当（２０歳以上）	△	△					○	△	△	△			△			所得制限あり・△は条件つき	○	16	
在宅重度知的障害者等 福祉手当	6か月以上ねたきり、20～64歳						○	○	○	○						所得制限あり・２０歳以上（特別障害者手当・介護保険給付受給者は該当外）	○	16	
心身障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△		県の審査あり		18	
補装具の交付と修理	△	△	△	△	△	△										補装具により対象が異なる	○	20	
日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	用具により対象が異なる	○	21	
住宅改修費の給付	○	○	○	下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい													を有する人。特殊便器は上肢障害２級以上		22
緊急通報装置の設置	○	○														単身生活者		23	
福祉タクシー	○	○	△				○	○	○	○			○	○		△は視覚、下肢、体幹機能障がいの人		25	
移動支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			29	
外出支援サービス	○	○	○	○	○	○										介助なしでは公共交通機関の利用が困難な人		29	
心身障害者（児）施設通所交通費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			30	
障害者自動車運転免許取得助成	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○						31	
身体障害者用自動車改造費助成	○	○														上肢、下肢または体幹機能障がいの人	○	31	
ちば障害者等用駐車区画利用証の交付	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○			○			身体障害者手帳は障がいの種類により基準が異なる		32	
日中一時支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			34	
訪問入浴サービス	△						△						△			障害者手帳があり常に寝たきりの状態にある人。６５歳未満		38	
心身障害者一時介護料助成（レスパイト）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	６５歳未満。短期入所、日中一時支援に該当していない人		39	
障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉サービス受給者証が必要		40	
声の広報	△	△	△	△	△	△										視覚障がいの人		52	
救急医療情報キット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			54	
ヘルプマーク・カード配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	周囲の手助けが必要な人		54	